

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※
※
※
平成 27 年第 1 回箕面市議会定例会議案
(追加第 1 号)
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

箕 面 市

平成 27 年第 1 回箕面市議会定例会議案
(追加第 1 号)

第 20 号議案	大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更に関する協議の件	1
第 21 号議案	教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件	5
第 22 号議案	箕面市特別職の職員の給与に関する条例等改正の件	7
第 23 号議案	箕面市高齢者等介護総合条例改正の件	11
第 24 号議案	箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例制定の件	17
第 25 号議案	箕面市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例制定の件	41
第 26 号議案	箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例改正の件	45
第 27 号議案	箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例改正の件	55
第 28 号議案	箕面市ホームヘルプサービス手数料条例等改正の件	61
第 29 号議案	箕面市建築基準法施行条例及び箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例改正の件	63
第 30 号議案	箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例改正の件	69
第 31 号議案	平成 26 年度箕面市一般会計補正予算（第 8 号）	73

第32号議案	平成26年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第5号）	173
第33号議案	平成26年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第4号）	187
第34号議案	平成26年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第3号）	207
第35号議案	平成26年度箕面市病院事業会計補正予算（第4号）	221
第36号議案	平成26年度箕面市水道事業会計補正予算（第5号）	231
第37号議案	平成26年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	239
第38号議案	平成26年度箕面市競艇事業会計補正予算（第3号）	249

第 20 号議案

大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更に関する協議の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、大阪府豊能地区教職員人事協議会規約を別紙のとおり変更することについて豊中市、池田市、豊能町及び能勢町と協議する。

平成 27 年 2 月 27 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

（提案理由）

大阪府豊能地区教職員人事協議会規約を変更するに当たり、豊中市、池田市、豊能町及び能勢町と協議するため、地方自治法第 252 条の 6 の規定によりその例によることとされる同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により提案するものである。

別紙

大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の一部を変更する規約
事協議会規約)の一部を次のように変更する。

第6条中「5人」を「4人」に改める。

第7条第1項及び第6項中「委員長」を「教育長」に改める。

第8条第1項中「関係市町」の次に「(会長の属する市又は町を除く。)」

を加える。

第13条第3項中「議事は、」の次に「会長及び」を加える。

第14条第2項中「委員5人」を「会長及び委員4人」に改める。

第16条第3項中「及び協議会の会長」を削る。

附 則

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行の日(以下「施行日」という。)以後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条の規定に基づきなお従前の例により教育委員会の委員長が在籍する市又は町がある場合におけるこの規約による変更後の大阪府豊能地区教職員人事協議会規約(以下「変更後の規約」という。)第7条第1項の規定の適用については、同項中「教育長」とあるのは「教育委員会の委員長が在籍する市又は町にあっては、教育委員会の委員長」とする。
- 3 施行日以後、改正法附則第2条の規定に基づきなお従前の例により教育委員会の委員長が在籍する市又は町の教育委員会の委員長が会長である場合における変更後の規約の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる変更後の規約の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	4人	5人
第7条第6項	教育長	委員長
第8条第1項	関係市町(会長の属する市又は町を除く。)	関係市町
第13条第3項	会長及び委員	委員
第14条第2項	会長及び委員4人	委員5人

- 4 この規約の施行の際、施行日の前日において会長であった者が、施行日に改正法の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により会長の属する市又は町の教育委員会の委員長でなくなった場合における施行日以後の会長は、施行日の前日における会長が属していた市又は町の教育委員会の教育長とする。この場合において、当該市又は町の教育委員会の教育長は、施行日において変更後の規約第7条第1項の規定に基づき会長に選任されたものとみなす。
- 5 前項の場合において、施行日以後最初に選任された会長の任期は、変更後の規約第7条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

第二十一号議案

教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件

教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を次のように定める。

平成二十七年一月二十七日提出

箕面市条例第 号

箕面市長 倉 田 哲 郎

教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第十二条第五項の規定に基づき、教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休暇等)

第二条 教育長の勤務時間、休日、休暇及び休業については、市長の事務部局の一般職の職員の例による。

(職務に専念する義務の免除)

第三条 教育長の職務に専念する義務の免除については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第四号）第二条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「任命権者又はその委任を受けた者」とあり、及び同条第三号中「任命権者」とあるのは、「箕面市教育委員会」と読み替えるものとする。

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止)

2 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和三十一年箕面市条例第十四号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）が改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により教育長として在職する間について、この条例の規定は適用せず、前項の規定による廃止前の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により教育委員会の委員長と教育長を一本化した新「教育長」を設置することに伴い、常勤の特別職である新「教育長」の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例を定めるため、本条例を制定するものである。

第二十二号議案

箕面市特別職の職員の給与に関する条例等改正の件

箕面市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月一十七日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例

(箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市特別職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 教育長

別表副市長の項の次に次のように加える。

教育長	七二四、〇〇〇円
-----	----------

附則第二項の表副市長の項の次に次のように加える。

教育長	六八〇、五〇〇円
-----	----------

(箕面市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 箕面市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成元年箕面市条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「副市長」の下に「、教育長」を加える。

第三条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 教育長 百分の十三

第三条第二項中「四十八月」の下に「(教育長にあつては、三十六月)」を加える。

(箕面市職員旅費条例の一部改正)

第三条 箕面市職員旅費条例（昭和四十八年箕面市条例第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三号口中「並びに教育長」を削る。

別表一の項中「副市長」を「副市長 教育長」に改め、同表備考中「並びに教育長」を削る。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第四条 箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「副市長」の下に「、教育長」を加える。

別表二の項を次のように改める。

一 教育委員会	委員	月額	一四〇、〇〇〇円
------------	----	----	----------

(箕面市実費弁償条例の一部改正)

第五条 箕面市実費弁償条例（昭和三十五年箕面市条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「市長、副市長、公営企業管理者及び病院事業管理者以外の」を「箕面市職員旅費条例別表二の項に掲げる」に改める。

(箕面市職員の厚生制度に関する条例の一部改正)

第六条 箕面市職員の厚生制度に関する条例（平成十八年箕面市条例第一

号) の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の箕面市特別職の職員の給与に関する条例第一条、別表及び附則第二項の規定は、この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）が改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により教育長として在職する間は、適用しない。

(箕面市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の箕面市特別職の職員の退職手当に関する条例第一条及び第三条の規定は、この条例の施行の際現に在職する教育長が改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により教育長として在職する間は、適用しない。

(箕面市職員旅費条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第三条の規定による改正後の箕面市職員旅費条例第十二条第三号ロ及び別表の規定は、この条例の施行の際現に在職する教育長が改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により教育長として在職する間は適用せず、第三条の規定による改正前の箕面市職員旅費条例第十二条

第三号口及び別表の規定は、なおその効力を有する。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第四条の規定による改正後の箕面市報酬及び費用弁償条例第八条及び別表二の項の規定は、この条例の施行の際現に在職する教育長が改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により教育長として在職する間は適用せず、第四条の規定による改正前の箕面市報酬及び費用弁償条例第八条及び別表二の項の規定は、なおその効力を有する。

(箕面市職員の厚生制度に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第六条の規定による改正後の箕面市職員の厚生制度に関する条例第二条の規定は、この条例の施行の際現に在職する教育長が改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により教育長として在職する間は適用せず、第六条の規定による改正前の箕面市職員の厚生制度に関する条例第二条の規定は、なおその効力を有する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の給与、退職手当及び旅費を定めるとともに、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第二十三号議案

箕面市高齢者等介護総合条例改正の件

箕面市高齢者等介護総合条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市高齢者等介護総合条例の一部を改正する条例

箕面市高齢者等介護総合条例（平成十二年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「第八条の二第十四項」を「第八条の二第十二項」に改め、同項第七号中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に改める。

第十条中「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に改める。

第十一条の次に次の二条を加える。

（一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る特例居宅介護サービス費等の額）

第十一条の二 法第四十九条の二に規定する要介護被保険者が受ける介護給付について第九条、第九条の二及び前条の規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。

第十二条中「介護給付」を「法第四十九条の二各号に掲げる介護給付」に、「第五十条」を「第五十条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 災害その他の施行規則で定める特別の事情があることにより、法第十九条の二各号に掲げる介護給付について法第五十条第二項に規定する居宅サービス費等の額の特例を適用する場合において、同項の市が定め

る割合は、百分の八十を超える百分の百以下の範囲内で市長が定める。

第十三条中「、介護予防通所介護」を削る。

第十四条中「第五十九条第二項」を「第五十九条第三項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る特例介護予防サービス費等の額)

第十四条の二 法第五十九条の二に規定する居宅要支援被保険者が受ける予防給付について第十三条及び第十三条の二の規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。

第十五条中「予防給付」を「法第五十九条の二各号に掲げる予防給付」に、「第六十条」を「第六十条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 災害その他の施行規則で定める特別の事情があることにより、法第五十九条の二各号に掲げる予防給付について法第六十条第二項に規定する介護予防サービス費等の額の特例を適用する場合において、同項の市が定める割合は、百分の八十を超える百分の百以下の範囲内で市長が定める。

第十六条各号列記以外の部分中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第一号中「二万九千百二十四円」を「三万二千三百二十八円」に改め、同条第二号中「二万九千百二十四円」を「四万二千三十六円」に改め、同条第三号中「四万三千六百八十円」を「四万八千四百九十二円」に改め、同条第四号中「五万八千二百三十六円」を「五万五千四百十六円」に改め、同条第十号中「十一万六千四百七十二円」を「十六万千六百四十円」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十二号中「十一万六百五十二円」を「十四

万七千九十六円」に改め、同号を同条第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 次のいずれかに該当する者 十五万五千百八十四円

イ 合計所得金額が千万円以上千五百万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第十六条第十一号中「十万四千八百三十二円」を「十三万五千七百八十四円」に改め、同号口中「又は次号ロ」を「、次号ロ又は第十六号ロ」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十号中「九万九千十二円」を「一万千二百三十六円」に改め、同号口中「又は第十二号ロ」を「、第十五号ロ又は第十六号ロ」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第九号中「九万三千百八十円」を「十一万千六百円」に改め、同号口中「第十一号ロ又は第十二号ロ」を「第十四号ロ、第十五号ロ又は第十六号ロ」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第八号中「八万七千三百六十円」を「九万七千百八十八円」に改め、同号口中「三百万円」を「二百九十万円」に改め、同号口中「第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロ」を「第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ、第十五号ロ又は第十六号ロ」に改め、同号を同条第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 次のいずれかに該当する者 十万三千五百八十四円

イ 合計所得金額が二百九十万円以上三百万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の

区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第十三号口、第十四号口、第十五号口又は第十六号口に該当する者を除く。）

第十六条第七号中「七万八千六百二十四円」を「八万六千五百八十円」に改め、同号口中「第九号口、第十号口、第十一号口又は第十二号口」を「第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口、第十五号口又は第十六号口」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「七万二千八百四円」を「八万三百七十六円」に改め、同号口中「、第八号口、第九号口」を削り、「又は第十二号口」を「、第十二号口、第十三号口、第十四号口」第十五号口又は第十六号口に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「六万四千六十八円」を「七万一千百二十四円」に改め、同号イ中「百一十五万円以下」を「百二十万円未満」に改め、同号口中「、第七号口」を削り、「又は第十二号口」を「、第十二号口、第十三号口、第十四号口、第十五号口又は第十六号口」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 次のいずれかに該当する者 七万四千二百三十二円

イ 合計所得金額が百二十万円以上百二十五万円以下である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口、第十三号口、第十四号口、第十五号口又は第十六号口に該当する者を除く。）

第十六条第四号の次に次の一号を加える。

第十六条第四号の次に次の一号を加える。

五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 六万四千六百五十六円

第十八条第三項中「ハ」を「ニ」に、「若しくは第四号又は第十六条第五号口、第六号口」を「、第四号口若しくは第五号口又は第十六条第六号口」に、「若しくは第十一号口」を「、第十二号口、第十三号口、第十四号口、第十五号口若しくは第十六号口」に、「第十二号まで」を「第十六号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十一条の次に一条を加える改正規定、第十二条の改正規定、第十四条の次に一条を加える改正規定及び第十五条の改正規定は、同年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十六条の規定は、平成二十七年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十六年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

平成二十七年度から平成二十九年度までの介護保険料を改定するとともに、介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）の改正に伴い関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第一十四号議案

箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する

基準を定める条例制定の件

箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する
基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準（第四条）

第三章 人員に関する基準（第五条・第六条）

第四章 運営に関する基準（第七条—第三十二条）

第五章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第三十三
条—第三十五条）

第六章 基準該当介護予防支援に関する基準（第三十六条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項第一号、第一百十五条の二十二第二項第一号並びに第一百十五条の二十四第一項及び第二項の規定に基づき、法で定めるもののほか、指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等

の事業の人員及び運営等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例の用語の意義は、法及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の定めるところによる。

(基本方針)

第三条 指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防をいう。以下同じ。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括

支援センター（法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターをいう。）、指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、その社会的責任に鑑み、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（次条第二項において単に「暴力団」という。）又は同条第六号に規定する暴力団員（次条第二項において単に「暴力団員」という。）と密接な関係を有してはならない。

第二章 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準

第四条 法第一百十五条の二十二第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。

2 前項において、次に掲げる法人及びこれに準ずる法人を除く。

- 一 暴力団
- 二 暴力団員がその役員のうちにいる法人
- 三 暴力団若しくは暴力団員が経営し、又は実質的に経営を支配する法人

第三章 人員に関する基準 (従業者の員数)

第五条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに一以上の員数の指定介護予防支援

の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならぬ。

（管理者）

第六条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第四章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第七条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十一条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第三条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第六項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信

の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、

当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに第一項に規定する重要事項を記録したものを作成する方法

4 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

5 第三項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第三項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするとときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第三項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第八条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第九条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められ

た場合には、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第十一條 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十二条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第十三条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第五十八条第四項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第五十八条第二項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るもの）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対

象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十四条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第十五条 指定介護予防支援事業者は、法第一百五十三条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るために地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第一百四十条の六十六第一号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- 二 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲及び業務量について配慮すること。
- 三 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- 四 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第三条、この章及び第五章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第十六条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市（法第五十三条第七項において準用する法第四十一条第十項の規定により法第五十三条第六項の

規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第十七条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第十八条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）の利用に関する

指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になつたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によつて保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(非常災害時の対応)

第十九条 指定介護予防支援事業者は、非常災害時には、市と連携協力して、利用者の情報の把握及び共有を図り、安否の確認に努めるとともに、当該利用者の生活を継続することができるよう支援を行うものとする。

(管理者の責務)

第二十条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第二十一条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域

六 個人情報の取扱い

七 苦情処理に関する事項

八 高齢者の虐待防止に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第二十二条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によつて指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第二十三条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(健康管理)

第二十四条 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならぬ。

(掲示)

第二十五条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければな

らない。

(秘密保持)

第二十六条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正當な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正當な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第三十四条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第二十七条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

(介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第二十八条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に關し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行つてはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に關し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行つてはならない。

3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の

作成又は変更に關し、利用者に對して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

- 第二十九条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等(第六項において「指定介護予防支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に關し、法第二十三条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。
- 4 指定介護予防支援事業者は、市からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならぬ。
- 5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス又は法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに關して、利用者に對し必要な援助を行わなければならぬ。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に對する利用者からの苦情に關して国民健康保険団体連合会が行う法第百七十六条第一項第

三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならぬ。

(会計の区分)

第三十一条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十二条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 第三十四条第十四号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

二 利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

イ 介護予防サービス計画

ロ 第三十四条第七号に規定するアセスメントの結果の記録

ハ 第三十四条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録

ニ 第三十四条第十五号に規定する評価の結果の記録

ホ 第三十四条第十六号に規定するモニタリングの結果の記録

三 第十八条に規定する市への通知に係る記録

四 第二十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第三十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第三十三条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防（法第八条の二第二項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に發揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第三十四条 指定介護予防支援の方針は、第三条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものと

する。

- 一 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 二 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことなどを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようになければならない。
- 四 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第十八条第二号に規定する予防給付をいう。以下同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 五 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- 六 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能、健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及びその家族の意欲及び意向を

踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

イ 運動及び移動

ロ 家庭生活を含む日常生活

ハ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

二 健康管理

七 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

八 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標及び具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援の内容及び期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

九 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理

由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

十一 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

十二 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第七十六条第二号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等の指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

十三 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等の指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも一月に一回、聴取しなければならない。

十四 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他

の便宜の提供を行うものとする。

十五 担当職員は、介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

十六 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月に一回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ロ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第一百十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者と連絡すること。

ハ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

十七 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

イ 要支援認定を受けている利用者が法第三十三条第二項に規定する

要支援更新認定を受けた場合

ロ 要支援認定を受けている利用者が法第三十三条の二第一項に規定

する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

十八 第三号から第十三号までの規定は、第十四号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

十九 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となつたと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

二十 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があつた場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

二十一 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

二十二 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

二十三 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介

護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者的心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようになければならない。

二十四 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

二十五 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

二十六 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

二十七 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受

けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を探求する等の連携を図るものとする。

二十八 指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(介護予防支援の提供に当たつての留意点)

第三十五条 介護予防支援の実施に当たつては、介護予防の効果を最大限に發揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 単に運動機能、栄養状態、口腔機能等特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善、環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

二 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。

三 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。

四 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。

五 サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。

六 地域支援事業（法第百十五条の四十五に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第十八条第一号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。

七 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとすること。

八 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

第六章 基準該当介護予防支援に関する基準

（準用）

第三十六条 第三条及び第三章から前章（第二十九条第六項及び第七項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援（法第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十一条」とあるのは「第三十六条において準用する第二十一条」と、第十三条中「指定介護予防支援（法第五十八条第四項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第五十八条第二項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るもの）を除く。」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第五十九条第三項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(提案理由)

介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援事業者の指定並びに指定
介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定めるため、本条
例を制定するものである。

第二十五号議案

箕面市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める

条例制定の件

箕面市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める

条例

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第一百十五条の四十六第五項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第一項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の職員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業（法第二百二十三条の四十六第一項に規定する包括的支援事業をいう。）を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）その他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるよう導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保

険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第一百四十条の六十六第一号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

（職員に係る基準及び員数）

第三条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- 一 保健師その他これに準ずる者 一人
 - 二 社会福祉士その他これに準ずる者 一人
 - 三 主任介護支援専門員（施行規則第一百四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 一人
- 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね千人未満	前項各号に掲げる者のうちから一人
又は二人	

おおむね千人以上二千人未満	前項各号に掲げる者のうちから二人（うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね二千人以上三千人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第一号に掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤の同項第二号又は第三号に掲げる者のいずれか一人

（非常災害時の対応）

第四条 地域包括支援センターの設置者は、非常災害時には、市と連携協力して、担当する地域における援護を要する六十五歳以上の者について、その情報の把握及び共有を図り、安否の確認に努めるとともに、当該者の生活を継続することができるよう支援を行うものとする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（提案理由）

介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものである。

第二十六号議案

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例改正の件

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年一月二十七日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十五年箕面市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定地域密着型サービス」を「指定地域密着型サービス事業者」に、「基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を「人員及び運営に関する基準の特例」に、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則（第八十五条第三項、第八十六条、第一百九十三条第十項、第一百九十四条第二項及び第一百九十五条を除く。）中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第八条第二項中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び

運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第五条第二項のサービス提供責任者」を削り、同条第四項中「指定訪問看護事業所をいう」の下に「。以下同じ」を、「」の条の下に「及び第三十四条第二項」を加え、同条第五項中「指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所」の下に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第五号中「第八十四条第六項第一号」を「第八十四条第六項」に改め、同項第六号中「第八十四条第六項第二号」を「第八十四条第六項」に改め、同項第七号中「第八十四条第六項第三号」を「第八十四条第六項」に改め、同条第十二項中「同条第一項第一号イに」を「同条第四項に」に改める。

第二十五条第二項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第三十四条第二項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、隨時対応サービス又は隨時訪問サービス」を「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護」に改める。

第六十二条中「営む」とができるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第六十五条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設

型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を受けた市長に届け出るものとする。

第六十七条第一項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第八条第十九項又は法第八条の二第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）^(イ)と」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の下に「においては施設」を加え、同条第二項中「指定居宅サービスをいう」の下に「。以下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の下に「。以下同じ」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の下に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の下に「（法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第八十条の次に次の一条を加える。

（事故発生時の対応）

第八十条の二 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第六十五条第四項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならぬ。

ばならない。

第八十一条第二項第五号中「次条において準用する第四十二条第二項」を「前条第二項」に改める。

第八十二条中「、第四十二条」を削る。

第八十四条第六項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の上欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の下に「同表の下欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師 又は准看護師

機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている
第八十四条第十項中「第六項各号」を「第六項の表の当該指定小規模多

場合の項の中欄」に改める。

第八十五条第一項ただし書中「前条第六項各号」を「前条第六項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「を含む。」の下に「若しくは法第一百五十四条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第三項中「指定複合型サービス事業所」の下に「（第一百九十五条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第八十七条第一項中「二十五人」を「二十九人」に改め、同条第二項第一号中「十五人（）」の下に「登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第九十三条第二項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第一百八条中「第八十四条第六項各号」を「第八十四条第六項」に改める。
第一百五条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困

難であることとその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を三とすることができる。

第一百二十三条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第一百三十七条を次のように改める。

第一百三十七条 削除

第一百五十条第二項第九号を削る。

第一百五十三条第四項中「指定介護老人福祉施設」の下に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第八項第一号及び第十七項、第一百五十四条第一項第六号並びに第一百八十二条第一項第三号において同じ。）」を加え、同条第八項第一号中「指定介護老人福祉施設」の下に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第十二項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」に改め、同条第十三項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の一項を加える。

17 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しな

ければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一定を標準とする。）とする。

第一百五十四条第一項第六号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の下に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第一百七十八条第二項に次の一号を加える。

七 次条において準用する第一百七条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第一百八十二条第一項第三号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の下に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第十章 複合型サービス」を「第十章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第一百九十二条中「（以下「指定複合型サービス」という。）」を「（施行規則第十七条の十に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）」に改める。

第一百九十三条第一項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第六項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第十項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第一百九十五条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の下に「(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)」を加える。

第一百九十六条第一項中「二十五人」を「二十九人」に改め、同条第二項第一号中「十五人」の下に「(登録定員が二十五人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員)」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第一百九十七条第一項及び第三項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第一百九十八条の見出し及び同条第一項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第二項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第一百九十九条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスは」を「指定看護

小規模多機能型居宅介護は「に改める。

第二百二条第一項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第二百三条第二項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に改める。

第二百四条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「第八十四条第六号各号」を「第八十四条第六項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の改正に伴い、条例で定めるべき基準等を変更するため、本条例を改正するものである。

第二十七号議案

箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例改正の件

箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十五年箕面市条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を受けた市長に届け出るものとする。

第十一条第一項中「第四十六条第六項第二号」及び「第四十六条第六項第三号」を「第四十六条第六項」に改める。

第十一條第一項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生

活住居（法第八条第十九項又は法第八条の二第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）「ことに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の下に「においては施設」を加え、同条第二項中「指定居宅サービスをいう」の下に「。第四十六条第六項において同じ」を加え、「第四十条第六項第四号」を「第四十六条第六項」に改める。

第三十九条に次の一項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第九条第四項の単独・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第四十六条第六項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の上欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の下に「同表の下欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されてい る場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
--	--	------

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合

前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定

看護師又は准看護師

地域密着型サービス基準条例第八条第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第七十三条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設

第四十六条第七項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第八項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第十項中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に、「第六項各号」を「第六項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第四十七条第一項ただし書中「前条第六項各号」を「前条第六項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「(指定地域密着型サービス基準条例第八条第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)」を削り、「を含む。」の下に「若しくは法第二百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。)」を加え、同条第三項中「指定複合型サービス事業所」の下に「(指定地域密着型サービス基準条例第二百九十五条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)」を加える。

第四十九条第一項中「二十五人」を「二十九人」に改め、同条第二項第一号中「十五人」の下に「登録定員が二十五人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第六十五条中「及び第三十三条から第四十条まで」を「、第三十三条から第三十八条まで、第三十九条(第四項を除く。)及び第四十条」に改める。

第六十七条中「及び第三十三条から第四十条まで」を「、第三十三条から第三十八条まで、第三十九条(第四項を除く。)及び第四十条」に改める。

る。

第六十八条第一項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第七十二条中「第八条の二第十七項」を「第八条の二第十五項」に改める。

る。

第七十六条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を三とすることができる。

第八十八条中「第三十八条から第四十条まで」を「第三十八条、第三十九条（第四項を除く。）、第四十条」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（提案理由）

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方針に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の改正に伴い、条例で定めるべき基準等を変更するため、本条例を改正するものである。

第二十八号議案

箕面市ホームヘルプサービス手数料条例等改正の件

箕面市ホームヘルプサービス手数料条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市ホームヘルプサービス手数料条例等の一部を改正する

条例

(箕面市ホームヘルプサービス手数料条例の一部改正)

第一条 箕面市ホームヘルプサービス手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護」を「第一百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業」に改める。

(箕面市立ケアセンター条例の一部改正)

第二条 箕面市立ケアセンター条例（平成十五年箕面市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業及び同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業」を「第八条の二第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業及び同法第一百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業」に改める。

(箕面市立介護老人保健施設条例の一部改正)

第三条 箕面市立介護老人保健施設条例（平成十六年箕面市条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第八条の二第八項」を「第八条の二第六項」に改め
同条第三号中「第八条の二第十項」を「第八条の二第八項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（箕面市ホームヘルプサービス手数料条例の一部改正に伴う経過措置）
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に係るホームヘルプサービスについては、第一条の規定による改正後の箕面市ホームヘルプサービス手数料条例第一条の規定にかかわらず、同条に規定するホームヘルプサービスに含まないものとする。

（提案理由）

介護保険法の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第二十九号議案

箕面市建築基準法施行条例及び箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例改正の件
箕面市建築基準法施行条例及び箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市建築基準法施行条例及び箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例

(箕面市建築基準法施行条例の一部改正)

第一条 箕面市建築基準法施行条例(平成十二年箕面市条例第六十三号)

の一部を次のように改正する。

第六条の表備考第一項第二号イ中「すべて」を「全て」に改め、同表備考第二項及び第三項を削り、同表備考第一項を同表備考とする。

第六条の二を削る。

第六条の三第一号中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、同号の表備考中「備考第一項」を「備考」に改め、同条第二号中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、同号の表備考中「備考第一項」を「備考」に改め、同条第三号中「第十八条第十七項」を「第十八条第十九項」に改め、同条を第六条の二とする。

第六条の四の表備考第二項を削り、同表備考第一項を同表備考とし、同条を第六条の三とする。

第六条の五第一号の表備考第二項を削り、同表備考第一項を同表備考とし、同条第二号の表備考第二項を削り、同表備考第一項を同表備考とし、同条を第六条の四とする。

第六条の六中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に、「第六条の三」を「第六条の二」に改め、同条を第六条の五とする。

第六条の七各号中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、同条を第六条の六とする。

第六条の八の表一の項中「第七条の六第一項第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、「第十八条第二十二項第一号」を「第十八条第二十四項第一号若しくは第二号」に、「承認」を「認定」に改め、同表中四十六の項を五十六の項とし、同項の前に次のように加える。

第五十五	令第百三十七 条の十六第二 号の規定によ る認定の申請 をしようとする 者	床面積の合計が百平方メー トル以下のもの	二七、〇〇〇円
床面積の合計が二百平方メー トルを超えて五百平方メート ル以下のもの	床面積の合計が二百平方メー トルを超えて五百平方メート ル以下のもの	三六、〇〇〇円	四九、〇〇〇円
床面積の合計が一千平方メー トルを超えて二千平方メート ル以下のもの	床面積の合計が一千平方メー トルを超えて二千平方メート ル以下のもの	七〇、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円
床面積の合計が一万平方メー トルを超えて五万平方メー トル以下のもの	床面積の合計が一万平方メー トルを超えて五万平方メー トル以下のもの	三七七、〇〇〇円	三七七、〇〇〇円

床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	五八四、〇〇〇円
-----------------------	----------

第六条の八の表中四十五の項を五十四の項とし、三十六の項から四十四の項までを九項ずつ繰り下げ、同表三十五の項中「三十七の項」を「四十六の項」に改め、同項を同表四十四の項とし、同表中三十四の項を四十三の項とし、二十九の項から三十三の項までを九項ずつ繰り下げ、二十八の項を三十七の項とし、同項の前に次のように加える。

三十六	法第六十八条の五の二の規定による認定の申請をしようとする者	一七、〇〇〇円
-----	-------------------------------	---------

第六条の八の表中二十七の項を三十五の項とし、二十三の項から二十六の項までを八項ずつ繰り下げ、二十二の項を三十の項とし、同項の前に次のように加える。

二十五	法第六十条の三第一項の規定による許可の申請をしようとする者	一六〇、〇〇〇円
二十六	法第六十八条第一項第二号の規定による許可の申請をしようとする者	一六〇、〇〇〇円
二十七	法第六十八条第二項第二号の規定による許可の申請をしようとする者	一六〇、〇〇〇円
二十八	法第六十八条第三項第二号の規定による許可の申請をしようとする者	一六〇、〇〇〇円
二十九	法第六十八条第五項の規定による認定の申請をしようとする者	二七、〇〇〇円

第六条の八の表中二十一の項を二十四の項とし、二十の項を二十三の項とし、十九の項を二十二の項とし、十八の項の次に次のように加える。

十九

法第五十七条の二第一項の指定の申請をしようとする者

二十	法第五十七条の三第一項の指定の取消しの申請をしようとする者	七八、〇〇〇円に、特例敷地の数から二九、〇〇〇円を乗じて得た額を加算した額
二十一	法第五十七条の四第一項ただし書の規定による許可の申請をしようとする者	六、四〇〇円に、指定を取り消す特例敷地の数に一二、〇〇〇円を乗じて得た額を加算した額 一六〇、〇〇〇円

第六条の八の表備考を次のように改める。

備考

- 1 金額の欄に定める金額は、一の申請ごとの額とする。
 - 2 四十三の項から五十の項までの建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうち主要な用途の建築物の数の合計とする。ただし、四十七の項から四十九の項までに掲げる者の建築しようとする建築物が主要な用途以外の用途の建築物のみである場合は、建築物の数を一とみなす。
 - 3 五十二の項の床面積の合計は、法第八十六条の八第一項の全体計画に係る建築物の床面積の合計とし、五十三の項の床面積の合計は、当該建築物の床面積（規則で定めるところにより算定したものに限る。）の合計に〇・五を乗じて得た面積とする。
 - 4 五十五の項の床面積の合計は、令第百三十七条の十六第二号の移転に係る建築物の床面積の合計とする。
- 第六条の八を第六条の七とする。

第八条中「第六条及び第六条の二から第六条の八までに規定する」を削る。

(箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例の一部改正)

第二条 箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例（平成二十四年箕面市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「前二項及び第五項」を「前項及び次項」に、「第六条の四」を「第六条の三」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第三条第二項を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

(提案理由)

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の改正に伴い、建築確認等の際の構造計算適合性判定等の手続が変更することにより手数料を変更するため、本条例を改正するものである。

第三十号議案

箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例改正

の件

箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例の一項を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例の一項を改正する条例

箕面市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行条例（平成二十一一年
箕面市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表以外の部分中「二の項」を「三の項にあつては算定し
た金額と六千八百円のうちいずれか高い金額を、四の項」に改め、同項の

表中 「区 分」 「区 分」
「床面積の合計」

を

「
建築をしようとする住宅
床面積の合計
」

に改め、同項の表

一の項中「第五条」を「第五条第一項」に、「より、」を「より」に、「定め
る認定基準」を「掲げる基準」に、「超え、」を「超え」に改め、同表二の
項中「超え、」を「超え」に改め、同項を同表四の項とし、同表一の項の次
に次のように加える。

二 第一項の住宅性能評価書（同法第五条） 第一項の住宅性能評価に係る部 分について法第六条第一項第一号に掲げる基準に適合するものに限る。」が提出された一戸建ての住宅	二百平方メートル以下のもの 二二三、四〇〇円
三 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項に規定する住宅性能評価書（同法第五条） 第一項の住宅性能評価に係る部 分について法第六条第一項第一号に掲げる基準に適合するものに限る。」が提出された共同住宅の 一万平方メートルを超えるもの	二百平方メートルを超えるもの 三九、八〇〇円

第三条第一項の表に備考として次のように加える。

備考

- 一 「床面積の合計」とは、建築をしようとする住宅の床面積の合計をいう。ただし、建築をしようとする住宅が住宅以外の部分を含む場合については、申請に係る建築物の床面積の合計とする。
- 二 床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に定めるところによる。

第三条第三項を削り、同条第四項中「建築基準法」の下に「（昭和二十五

年法律第二百一号」を加え、「前三項」を「前二項」に、「第六条の四」を「第六条の三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項の表一の項中「第五条に定める」を「第五条第一項に規定する」に、「より、」を「より」に、「定める認定基準」を「掲げる基準」に改め、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第四条第二項を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定及び同項の表一の項の次に次のように加える改正規定については、同年四月一日から施行する。

(提案理由)

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の改正に伴い構造計算適合性判定に係る手数料を廃止し、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）に基づく設計住宅性能評価書を活用した長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料を定めるため、本条例を改正するものである。

第31号議案

平成26年度箕面市一般会計補正予算（第8号）

平成26年度箕面市一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ606,130千円を追加し、歳入歳出それぞれ43,354,940千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成27年2月27日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 岐入岐出予算補正

歳 入		項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市 税	1 市 民 税		22,409,000	2,847	22,411,847
	2 固定資産税		10,806,000	△91,000	10,715,000
4 配当割交付金			8,592,000	93,847	8,685,847
	1 配当割交付金		116,000	83,000	199,000
6 地方消費税交付金			1,705,000	△375,000	1,330,000
	1 地方消費税交付金		1,705,000	△375,000	1,330,000
10 地 方 交 付 税			954,664	14,293	968,957
	1 地方交付税		954,664	14,293	968,957
12 分担金及び負担金			629,482	△22,035	607,447
	1 負 担 金		629,482	△22,381	607,101
13 使用料及び手数料			647,176	△3,952	643,224
	2 手 数 料		317,768	△3,952	313,816
14 国庫支出金			6,095,138	△119,565	5,975,573
	1 国庫負担金		4,815,351	4,156	4,819,507
15 府支H金	2 国庫補助金		805,640	△16,085	789,555
	4 国庫交付金		444,965	△107,636	337,329
16 財產収入			3,016,633	△43,200	2,973,433
	1 府負担金		1,619,403	49,643	1,669,046
17 寄附金	2 府補助金		998,982	△111,729	887,253
	3 府委託金		98,408	△17,369	81,039
18 繰入金	4 府交付金		299,840	36,255	336,095
			627,585	175,800	803,385
19 繰越金	1 財產運用収入		119,723	36,542	156,265
	2 財產売払収入		507,862	139,258	647,120
20 諸収入			14,453	34,573	49,026
	1 寄附金		14,453	34,573	49,026
	2 基金繰入金		2,680,753	250,554	2,931,307
	1 繰越金		2,570,944	250,554	2,821,498
	1 繰越金		516,075	4,237	520,312
	1 繰越金		516,075	4,237	520,312
	1 諸収入		1,157,901	85,078	1,242,979

歳 入 合 計	款		項	補正前の額	補 正 額	計
				千円	千円	千円
	5 雑	入		493,231	85,078	578,309
21 市	債			1,607,862	519,500	2,127,362
	1 市	債		1,607,862	519,500	2,127,362
	42,748,810	606,130		43,354,940		

歳 出 款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 議 会 費	1 議 会 費	441,722	△3,519	438,203
2 総 務 費	1 総 務 管理費	5,339,433	342,104	5,681,537
	2 徹 税 費	4,348,415	412,700	4,761,115
3 民 生 費	3 戸籍住民基本台帳費	432,384	△52,500	379,884
	4 遷 案 費	131,550	△14,254	117,296
	1 社 会 福祉費	17,765,121	298,380	18,063,501
	2 児 童 福祉費	4,719,082	△98,997	4,620,085
	3 生 活 保 護 費	7,307,707	△45,400	7,262,307
	4 国 民 健 康 保 険 費	2,183,992	△5,687	2,178,305
	5 介 護 保 険 費	1,000,823	457,630	1,458,453
	6 後 期 高 齢 者 医 療 費	1,347,585	△4,558	1,343,027
4 術 生 費	1 保 健 衛 生 費	4,115,159	△57,195	4,057,964
	2 清 掃 費	1,160,623	△1,469	1,159,154
	3 市 民 医 療 総 合 施 設 費	2,139,655	△17,029	2,122,626
	4 上 水 道 費	812,599	△38,838	773,761
5 労 働 費	1 労 働 諸 費	2,282	141	2,423
		101,784	△1,662	100,122
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	169,387	△900	168,487
7 商 工 費	1 商 工 費	154,556	△900	153,656
8 土 木 費	1 土 木 管理費	219,287	△525	218,762
	2 道 路 橋 り よ う 費	191,813	△525	191,288
	4 都 市 計 画 費	4,129,289	104,386	4,233,675
	5 住 宅 費	1,059,140	△6,870	1,052,270
	6 公 共 下 水 道 費	337,207	△7,383	329,824
9 消 防 費	1 消 防 費	1,175,391	△7,777	1,167,614

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
10 教育費		6,235,550	△40,543	6,195,007
1 教育総務費		2,414,838	△8,622	2,406,216
2 小学校費		1,077,372	△4,928	1,072,444
3 中学校費		646,944	△11,697	635,247
4 幼稚園費		376,116	△11,581	364,535
5 社会教育費		1,070,425	△3,365	1,067,060
6 保健体育費		649,855	△350	649,505
11 災害復旧費		140,000	0	140,000
1 災害応急対策費		140,000	△107,250	32,750
2 農林水産業施設費		0	34,143	34,143
3 公共土木施設費		0	73,107	73,107
12 公債費		2,804,122	△66,001	2,738,121
1 公債費		2,804,122	△66,001	2,738,121
13 諸支出金		62,565	39,382	101,947
1 諸費		62,565	39,382	101,947
歳出合計		42,748,810	606,130	43,354,940

第2表 繼続費補正

款 項	事業名	補 正 前			補 正 後		
		総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	2 徴 税 費	路 線 設 事 費 (継 続 費)	8,506	千円	平成25年度	3,833	千円
					6,911	平成26年度	3,833
					4,673	平成26年度	3,078
					461,146	平成25年度	461,146
					207,502	平成26年度	281,048
8 土木費	4 都市計画費	北大阪急行線 延伸設計事業 (継 続 費)	1,738,154	千円	平成27年度	306,502	1,738,151
					439,502	平成28年度	172,285
					323,502	平成29年度	2,501

第3表 緑越明許費補正

款 項	補 正 前		補 正 後	
	事業名	金額 千円	事業名	金額 千円
1 総務管理費			牧落交番移転整備事業	64,936
2 総務費			大阪府議会議員選挙事業	12,859
4 選挙費			道路安全対策事業	55,000
2 道路橋りょう費			船場地区自転車駐車場整備事業	17,000
8 土木費			船場地区歩行者デッキ事業	6,000
4 都市計画費			都計道路桜井石橋線整備事業	35,000
			中央公園整備事業	170,075
			箕面学力・体力・生活状況総合調査実施事業	8,964
1 教育総務費			箕面森町地域認定こども園運営法人選考事業	546
10 教育費			学校配置コソビュータ整備事業(小学校)	15,593
2 小学校費			学校配位置コソビュータ整備事業(中学校)	2,599
3 中学校費			災害復旧事業	12,080
11 災害復旧費	農林水産業施設費		(農林水産業施設)	

第4表 地方債補正

-80-

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他の
阪線備業 大行伸事業 北急延事業	補正前	90,000	普通貸借 又は 証券発行	4%以内 (注)	政 府 そ の 他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 年賦、元利均等又は元 金均等	必要に応じて 繰上償還 することができる。
	補正後	203,300	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
道路安全事業 道路対策事業	補正前	82,600	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	58,200	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
街路整備事業	補正前	39,400	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	116,900	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
臨時財政債 災害復旧事業	補正前	1,395,862	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	1,667,162	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
補正前									
	補正後	81,800	普通貸借 又は 証券発行	4% (注)	政 府 そ の 他	25	5	半年賦又は 年賦、元利均等又は元 金均等	必要に応じて 繰上償還 することができる。

(注) ただし、利率見直し方式による借り入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

平成 26 年度
(2014年度)

箕面市一般会計補正予算（第 8 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市 税	22,409,000	2,847	22,411,847
2 地 方 議 与 税	227,000	0	227,000
3 利 子 割 交 付 金	102,000	0	102,000
4 配 当 割 交 付 金	116,000	83,000	199,000
5 株式等譲渡所得割交付金	24,000	0	24,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,705,000	△375,000	1,330,000
7 ポルフ場利用税交付金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	70,000	0	70,000
9 地 方 特 例 交 付 金	121,088	0	121,088
10 地 方 交 付 税	954,664	14,293	968,957
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	629,482	△22,035	607,447
13 使 用 料 及 び 手 数 料	647,176	△3,952	643,224
14 国 庫 支 出 金	6,095,138	△119,565	5,975,573
15 府 支 出 金	3,016,633	△43,200	2,973,433
16 財 産 収 入	627,585	175,800	803,385
17 寄 附 金	14,453	34,573	49,026
18 繰 入 金	2,680,753	250,554	2,931,307
19 繰 越 金	516,075	4,237	520,312
20 諸 収 入	1,157,901	85,078	1,242,979
21 市 債	1,607,862	519,500	2,127,362
歳 入 合 計	42,748,810	606,130	43,354,940

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	441,722	△3,519	438,203
2 総務費	5,339,433	342,104	5,681,537
3 民生費	17,765,121	298,380	18,063,501
4 衛生費	4,115,159	△57,195	4,057,964
5 労働費	101,784	△1,662	100,122
6 農林水産業費	169,387	△900	168,487
7 商工費	219,287	△525	218,762
8 土木費	4,129,289	104,386	4,233,675
9 消防費	1,175,391	△7,777	1,167,614
10 教育費	6,235,550	△40,543	6,195,007
11 災害復旧費	140,000	0	140,000
12 公債費	2,814,122	△66,001	2,738,121
13 諸支出金	62,565	39,382	101,947
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	42,748,810	606,130	43,354,940

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特	定	財	源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
0	0	0	△3,519
△17,369	0	29,029	330,444
△57,850	0	20,443	335,787
1,471	0	△14,334	△44,332
△1,662	0	0	0
△1,280	0	△200	580
0	0	0	△525
△96,639	166,400	13,391	21,234
0	0	385	△8,162
△21,319	0	32,427	△51,651
18,537	81,800	346	△100,683
0	0	0	△66,001
0	0	0	39,382
0	0	0	0
△176,111	248,200	81,487	452,554

2歳入

(款) 1市税

(項) 1市民税

款 項	科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市		22,409,000	2,847	22,411,847
1 市	民 稅	10,806,000	△91,000	10,715,000
2 固 定 資 産 稅	人	9,828,000	93,847	9,737,000
1 固 定 資 産 税		8,562,000	98,000	8,660,000
2 国有資産等所在市町村 交付金及び納付金		30,000	△4,153	25,847
4 配 当 割 交 付 金		116,000	83,000	199,000
1 配 当 割 交 付 金		116,000	83,000	199,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		1,705,000	△375,000	1,330,000
1 地 方 消 費 税 交 付 金		1,705,000	△375,000	1,330,000
1 地 方 消 費 税 交 付 金		1,705,000	△375,000	1,330,000
10 地 方 交 付 税		954,664	14,293	968,957
1 地 方 交 付 税		954,664	14,293	968,957
12 分 担 金 及 び 負 担 金		629,482	△22,035	607,447
1 負 担 金		629,482	△22,381	607,101
2 民 生 費 負 担 金		494,149	△2,381	491,768
3 衛 生 費 負 担 金		60,000	△20,000	40,000
2 分 担 金		0	346	346

区 分	金 額	説 明	
			千円
1 現 年 課 稅 分	△91,000	2 特別徵収 補正後 6,922,000,000円－補正前 7,013,000,000円	△91,000
1 現 年 課 稅 分	98,000	1 土地 補正後 3,995,000,000円－補正前 3,961,000,000円 3 儀却資産 補正後 760,000,000円－補正前 696,000,000円	34,000 64,000
1 配 当 割 交 付 金	△4,153	1 交付金 補正後 25,847,000円－補正前 30,000,000円	△4,153
1 地 方 消 費 稅 交 付 金	△375,000	1 地方消費税交付金 補正後 1,330,000,000円－補正前 1,705,000,000円	△375,000
1 地 方 交 付 稅	14,293	1 普通交付税 補正後 868,957,000円－補正前 854,664,000円	14,293
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	△2,392	1 老人ホーム借置費負担金 補正後 12,528,000円－補正前 14,920,000円	△2,392
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	11	5 未熟児養育医療費負担金 補正後 79,000円－補正前 68,000円	11
1 保 健 衛 生 費 負 担 金	△20,000	1 豊能広域二ども急病センター運営費負担金 補正後 40,000,000円－補正前 60,000,000円	△20,000

(原) 12 分担金及び負担金
(原) 2 分担金

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 2 分担金

款	項	科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
12	2	1 災害復旧費分担金	0	346	346
13	使 用 料 及 び 手 数 料		647,176	△3,952	643,224
2	手 数	料	317,768	△3,952	313,816
2	民 生 手 数 料		14,923	△159	14,764
3	衛 生 手 数 料		187,752	△2,515	185,237
6	土 木 手 数 料		53,245	△1,278	51,967
14	国 庫 支 出 金		6,095,138	△119,565	5,975,573
1	国 庫 負 担 金		4,815,351	4,156	4,819,507
1	民 生 費 国 庫 負 担 金		4,815,351	4,156	4,819,507
2	国 庫 補 助 金		805,640	△16,085	789,555
1	民 生 費 国 庫 補 助 金		669,840	△48,255	621,585

区 分	金 额	説 明
1 農林水産業施設 災害復旧費 分担金	千円 346	1 農林水産業施設災害復旧費分担金 千円 346
1 社会福祉手数料	△17	3 在宅生活支援サービス手数料 補正後 0円－補正前 17,000円 △17
2 児童福祉手数料	△142	1 ホームヘルプサービス手数料 補正後 61,000円－補正前 203,000円 △142
2 清掃手数料	△2,515	1 一般廃棄物処理手数料 補正後 184,974,000円－補正前 187,489,000円 △2,515
1 土木管理手数料	△1,278	8 長期優良住宅認定等手数料 補正後 1,997,000円－補正前 3,117,000円 △1,120
		14 低炭素建築物認定等手数料 補正後 50,000円－補正前 208,000円 △158
1 社会福祉費負担金	9,006	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 886,155,000円－補正前 877,011,000円 △939
		8 自立支援医療（更生医療・育成医療）負担金 補正後 27,314,000円－補正前 28,253,000円 △607
		9 特別障害者手当等給付費負担金 補正後 59,482,000円－補正前 58,681,000円 △801
2 児童福祉費負担金	△13,207	1 保育所運営費負担金 補正後 367,663,000円－補正前 359,161,000円 △421
		4 助産施設入所費負担金 補正後 288,000円－補正前 709,000円 △421
		5 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 160,000円－補正前 2,767,000円 △3,692
		6 児童扶養手当費負担金 補正後 139,815,000円－補正前 143,507,000円 △15,527
		7 児童手当費負担金 補正後 1,619,039,000円－補正前 1,634,566,000円 △15,527
		9 未熟児養育医療費負担金 補正後 3,450,000円－補正前 2,912,000円 △538
4 国民健康保険費負担金	8,357	1 国民健康保険基盤安定事業費負担金 補正後 57,426,000円－補正前 49,069,000円 △8,357
1 社会福祉費補助金	△93,499	37 臨時福祉給付金給付事業費補助金 補正後 278,874,000円－補正前 372,373,000円 △93,499

(款) 14 國庫支出金
(項) 2 國庫補助金

科	目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
14	2 1[民 生 費 國 庫 补 助 金]			
	5 総務費國庫補助金	22,946	13,633	36,579
	6 災害復旧費國庫補助金	0	18,537	18,537
4	国 庫 交 付 金	444,965	△107,636	337,329
2	農林水産業費國庫交付金	1,731	△1,280	451
3	土木費國庫交付金	390,595	△106,356	284,239
15	府 支 出 金	3,016,633	△43,200	2,973,433
1	府 負 担 金	1,619,403	49,643	1,669,046
1	民 生 費 府 負 担 金	1,619,403	49,643	1,669,046

区 分	金額	説 明
2 児童福祉費 補 助 金	45,244 千円	2 母子自立支援事業費補助金 補正後 4,473,000円－補正前 5,610,000円 5 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金 補正後 155,935,000円－補正前 165,600,000円 6 保育緊急確保事業費補助金 $36,397 \times 1/2 = 18,198$ $28,197 \times 3/4 = 21,147$ $50,110 \times 1/3 = 16,701$
1 総務管理費 補 助 金	13,633	2 セーフティネット支援対策事業費補助金 $27,267 \times 1/2 = 13,633$
1 農林水産業施設 災 害 復旧費 補 助 金	15,585	1 林道施設災害復旧事業費補助金 $15,393 \times 96.5/100 = 14,854$ 2 農業施設災害復旧費補助金 $842 \times 86.8/100 = 731$
2 公共土木施設 災 害 復旧費 補 助 金	2,952	1 公共土木施設災害復旧事業費補助金 $4,428 \times 2/3 = 2,952$
1 農業費交付金	△1,280	1 農のある暮らしづくり交付金 △1,280 補正後 451,000円－補正前 1,731,000円
1 土木管理費 交 付 金	△3,230	3 社会資本整備総合支付金 △3,230 補正後 15,520,000円－補正前 18,750,000円
2 道路橋りょう費 交 付 金	△52,690	2 社会資本整備総合支付金 △52,690 補正後 97,128,000円－補正前 149,818,000円
3 都市計画費 交 付 金	△42,666	3 社会資本整備総合支付金 △42,666 補正後 141,148,000円－補正前 183,814,000円
4 住宅費交付金	△7,770	1 社会資本整備総合支付金 △7,770 補正後 30,443,000円－補正前 38,213,000円
1 社会福祉費 負 担 金	4,103	7 障害者自立支援給付費等負担金 4,572 補正後 443,077,000円－補正前 438,505,000円 8 自立支援医療（更生医療・育成医療）負担金 △469 補正後 13,657,000円－補正前 14,126,000円
2 児童福祉費 負 担 金	△439	1 保育所運営費負担金 4,251 補正後 183,831,000円－補正前 179,580,000円 3 助産施設入所費負担金 △210 補正後 144,000円－補正前 354,000円 4 母子生活支援施設入所費負担金 △1,303 補正後 80,000円－補正前 1,383,000円 5 児童手当費負担金 △3,446 補正後 359,270,000円－補正前 362,716,000円

(款) 15 府支出金
(項) 1 府負担金

科	目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
款	項			
15	1 1[民 生 費 府 負 担 金]			
	2 府 换 助 金	998,982	△111,729	887,253
	2 民 生 費 府 换 助 金	715,969	△98,180	617,789
	4 労 働 費 府 换 助 金	103,738	△4,587	99,151
	6 土 木 費 府 换 助 金	9,000	△1,750	7,250
	8 教 育 費 府 换 助 金	149,207	△7,212	141,995
3	府 委 託 金	98,408	△17,369	81,039
1	總 務 費 府 委 託 金	91,344	△17,369	73,975
4	府 交 付 金	299,840	36,255	336,095
1	總 務 費 府 交 付 金	199,195	11,495	210,690
2	民 生 費 府 交 付 金	71,604	24,766	96,370

区 分	金 額	説 明	明
	千円		千円
		6 未熟児養育医療費負担金 補正後 1,725,000円－補正前 1,456,000円	269
4 國民健康保険費 食 担 金	48,208	1 國民健康保険基盤安定事業費負担金 補正後 397,847,000円－補正前 349,639,000円	48,208
5 後 期 高 齢 者 医 療 費 負 担 金	△2,229	1 後期高齢者医療基盤安定事業費負担金 補正後 151,086,000円－補正前 153,315,000円	△2,229
1 社 会 福祉 費 補 助 金	△794	7 障害者地域生活推進総合補助金 補正後 706,000円－補正前 1,500,000円	△794
2 児 童 福祉 費 補 助 金	△91,699	21 安心こども基金特別対策事業費補助金 補正後 245,143,000円－補正前 314,043,000円 22 安心こども基金特別対策事業費補助金（緊急経済対策） 補正後 0円－補正前 27,067,000円 23 安心こども基金特別対策事業費補助金（子育て支援交付金分） 補正後 0円－補正前 26,546,000円	△68,900 △27,067 △26,546
		24 保育緊急確保事業費補助金 36,397×1／4=9,099 28,197×1／8=3,524	29,324
		50,110×1／3=16,701	
		25 子どもの医療費助成システム改修事業費補助金 2,980×1／2=1,490	1,490
3 生 活 保 護 費 補 助 金	△5,687	2 住 宅・生活支援対策事業費補助金 補正後 3,794,000円－補正前 9,481,000円	△5,687
1 労 働 諸 費 補 助 金	△4,587	1 緊急雇用創出事業費補助金 補正後 46,012,000円－補正前 49,243,000円 7 緊急雇用創出事業費補助金（好循環経済対策） 補正後 53,139,000円－補正前 54,495,000円	△3,231 △1,356
1 土 木 管 理 費 補 助 金	△1,750	1 地震対策推進事業費補助金 補正後 7,250,000円－補正前 9,000,000円	△1,750
3 幼 稚 園 費 補 助 金	△7,212	1 安心こども基金特別対策事業費補助金 補正後 60,250,000円－補正前 67,462,000円	△7,212
3 選 举 費 委 託 金	△17,369	1 衆議院議員総選挙最高裁判所裁判官国審査委託金 補正後 39,586,000円－補正前 56,955,000円	△17,369
1 総 務 管 理 費 交 付 金	11,495	4 総合相談事業交付金 補正後 17,436,000円－補正前 5,941,000円	11,495
1 社 会 福祉 費 交 付 金	7,421	4 地域福祉交付金 補正後 28,421,000円－補正前 21,000,000円	7,421
2 児 童 福祉 費 交 付 金	17,345	1 子育て支援交付金 補正後 50,949,000円－補正前 33,607,000円	17,342
		3 地域児童福祉事業等調査事務費交付金	3

(款) 15 府支出金
(項) 4 府交付金

(款) 15 府支出金
(項) 4 府交付金

款 項	科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
15 4	5 土木費府交付金	6,053	△6	6,047
16 財	産 収 入	627,585	175,800	803,385
	1 財 産 運 用 収 入	119,723	36,542	156,265
	1 財 産 貸 付 収 入	118,347	△752	117,595
	2 基 金 収 益 金	1,376	37,294	38,670

区 分	金 銭	説 明
	千円	千円
1 土木管理費 交 付 金	△6	9 福祉のまちづくり条例事務処理費交付金 補正後 0円－補正前 6,000円
		△6
1 土地建物 貸 付 収 入	△752	4 市有地賃付料 補正後 16,986,000円－補正前 20,336,000円 2,598
1 財政調整基金 運 用 収 入	12,432	1 財政調整基金運用収入 補正後 12,433,000円－補正前 1,000円 12,432
3 環境クリーン 基金運用収入	596	1 環境クリーン基金運用収入 補正後 597,000円－補正前 1,000円 596
4 交通遺児奨学 基金運用収入	△13	1 交通遺児奨学基金運用収入 補正後 59,000円－補正前 72,000円 △13
5 学校教育施設 整 備 基 金 運 用 収 入	1,047	1 学校教育施設整備基金運用収入 補正後 1,048,000円－補正前 1,000円 1,047
6 土地開発基金 運 用 収 入	144	1 土地開発基金運用収入 補正後 145,000円－補正前 1,000円 144
8 市民医療総合 施設建設基金 運 用 収 入	195	1 市民医療総合施設建設基金運用収入 補正後 196,000円－補正前 1,000円 195
9 市立病院医療 体制整備基金 運 用 収 入	186	1 市立病院医療体制整備基金運用収入 補正後 782,000円－補正前 596,000円 186
10 都市施設整備 基金運用収入	2,345	1 都市施設整備基金運用収入 補正後 2,346,000円－補正前 1,000円 2,345
11 福 祉 基 金 運 用 収 入	172	1 福祉基金運用収入 補正後 722,000円－補正前 550,000円 172
12 公債管理基金 運 用 収 入	2,103	1 公債管理基金運用収入 補正後 2,104,000円－補正前 1,000円 2,103
13 保健福祉総合 推進基金 運 用 収 入	1,937	1 保健福祉総合推進基金運用収入 補正後 1,938,000円－補正前 1,000円 1,937
14 北大阪急行 南北線延伸整備 基金運用収入	11,528	1 北大阪急行南北線延伸整備基金運用収入 補正後 11,529,000円－補正前 1,000円 11,528
15 文化施設整備 基金運用収入	2,248	1 文化施設整備基金運用収入 補正後 2,249,000円－補正前 1,000円 2,248
16 燐学資金貸付 基金運用収入	12	1 瑞学資金貸付基金運用収入 補正後 13,000円－補正前 1,000円 12
17 未来子ども 基金運用収入	708	1 未来子ども基金運用収入 補正後 709,000円－補正前 1,000円 708

(款) 16 財産収入
(項) 1 財産運用収入

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

款 項	科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
16 1	2〔基 金 収 益 金〕			
	2 財 産 完 払 収 入	507,862	139,258	647,120
	1 不 動 産 完 払 収 入	507,342	138,516	645,858
	2 物 品 完 払 収 入	520	742	1,262
17 寄 附	金	14,453	34,573	49,026
1 寄 附	金	14,453	34,573	49,026
1 ふ る さ と 寄 附 金		14,453	34,573	49,026
18 繰 入	金	2,680,753	250,554	2,931,307
1 基 金 繰 入 金		2,570,944	250,554	2,821,498
1 市立病院医療体制整備基金 繰 入 金		596	186	782
5 都市施設整備基金繰入金		1,838,462	368	1,838,830
7 財 政 調 整 基 金 繰 入 金		420,000	250,000	670,000
19 繰 越 金		516,075	4,237	520,312
1 繰 越 金		516,075	4,237	520,312
1 前 年 度 繰 越 金		516,075	4,237	520,312
20 諸 収 入		1,157,901	85,078	1,242,979
5 種 入		493,231	85,078	578,309
2 弁 債 金		196,984	20,531	217,515

節	金額	説明	明
区分	金額		千円
18 みどり支援基金運用収入	1,286	1 みどり支援基金運用収入 補正後 1,287,000円－補正前	1,286
19 あんしん消防救急基金運用収入	368	1 あんしん消防救急基金運用収入 補正後 369,000円－補正前	368
1 不動産売払収入	138,516	1 市有地売払収入 補正後 645,858,000円－補正前	138,516
1 物品売払収入	742	10 庁用自動車売払収入 補正後 1,242,000円－補正前	742
1 ふるさと寄附金	34,573	1 ふるさと寄附金 補正後 49,026,000円－補正前	34,573
1 市立病院医療体制整備基金繰入金	186	1 市立病院医療体制整備基金繰入金 補正後 782,000円－補正前	186
1 都市施設整備基金繰入金	368	1 都市施設整備基金繰入金 補正後 1,838,830,000円－補正前	368
1 財政調整基金繰入金	250,000	1 財政調整基金繰入金 補正後 670,000,000円－補正前	250,000
1 前年度繰越金	4,237	1 前年度繰越金 補正後 520,312,000円－補正前	4,237
2 実費弁償金	20,531	9 講座等参加料 補正後 1,335,000円－補正前	△200
		10 畿面駅前広場バス停清掃負担金 補正後 30,000円－補正前	41,000円
		29 メイブル文化財団各種使用料 補正後 22,722,000円－補正前	3,682
		50 職員退職手当負担金	17,060

(款) 20 諸収入
(項) 5 雑入

-98-

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計
20	5	3 雜 入	千円 294,299	千円 64,335	千円 358,634
21	市	4 過 年 度 収 入 債	1,947	212	2,159
1	市	1 临 時 財 政 対 策 債	1,607,862	519,500	2,127,362
2	土 木	2 土 木 債	212,000	166,400	378,400
4	災 害 復 旧 債	4 災 害 復 旧 債	0	81,800	81,800

節	金額	説明	明
区分	金額		千円
1 保険金収入	△2,117	5 建物損害保険金収入 補正後 3,897,000円－補正前 6,014,000円	△2,117
2 雜入	66,452	1 不燃物売扱収入 補正後 22,559,000円－補正前 18,909,000円 5 プラスチック容器売扱収入 補正後 6,889,000円－補正前 5,200,000円 15 広告料収入 補正後 6,590,000円－補正前 5,574,000円	3,650 1,689 1,016
		25 大阪府市町村振興協会市町村交付金 補正後 61,224,000円－補正前 45,271,000円 29 収入印紙等売扱収入 補正後 21,747,000円－補正前 68,012,000円	15,953 △11,063
		36 老人医療費一部負担金相当額－一部助成高額医療費差額返還金 補正後 56,949,000円－補正前 1,000円 38 未熟児養育医療費返還金 補正後 1,459,000円－補正前 1,329,000円	21,746 130
		46 後期高齢者医療等給付費負担金精算返還金 47 大阪府市町村職員共済組合負担金補てん金 61 大阪府市町村職員互助会配当金	27,688 1,340 4,303
1 過年度収入	212	1 過年度収入 平成25年度保育所運営費国庫負担金他	212
1 臨時財政対策債	271,300	1 臨時財政対策債 補正後 1,667,162,000円－補正前 1,395,862,000円	271,300
1 道路橋りょう事業債	△24,400	3 道路安全対策事業債 補正後 58,200,000円－補正前 82,600,000円	△24,400
2 都市計画事業債	190,800	6 北大阪急行線延伸整備事業債 補正後 203,300,000円－補正前 90,000,000円 7 都計道路桜井石橋線道路改良事業債 補正後 116,900,000円－補正前 39,400,000円	113,300 77,500
1 災害復旧事業債	81,800	1 災害復旧事業債	81,800

(議) 21 市債
(项) 1 市債

3 歳 出
 (款) 1 議会費
 (項) 1 議会費

科 款 項	目 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源 内訳 千円	
					一般財源 △3,519	△3,519
1 議 会 費		441,722	△3,519	438,203	一般財源	△3,519
1 議 会 費		441,722	△3,519	438,203	一般財源	△3,519
2 総 務 費	5,339,433	342,104	5,681,537	府支出金 財産収入 寄附金 諸収入 一般財源	△17,369 19,123 222 9,679 330,444	

区 分	金 額 千円	説 明	
			千円
8 報 償 費	△54	3 議会運営事業【議会事務局総務課】 8 報 償 費 1 報 償 費 議師謝礼 △54	△707 △54
9 旅 費	△2,737	11 需 用 費 2 燃 料 費 4 印刷製本費 会議録 委員会記録 △56 △85	△54 △205 △64 △141
11 需 用 費	△205	12 役 務 費 4 等耕翻肥料 △121	△121
12 役 務 費	△121	13 委 託 料 1 委 託 料 会議録検索システムデータ作成委託 システム保守委託他 △242 △15	△257
13 委 託 料	△257	14 使用料及び賃借料 2 賃 借 料 自動車借上料 △70	△70
14 使用料及び 賃 借 料	△145	4 議員出張事業【議会事務局総務課】 9 旅 費 1 費用弁償 3 特別旅費 △254 △158 △96	△254
5 行政視察事業【議会事務局総務課】	△2,329	9 旅 費 1 費用弁償 3 特別旅費 △2,329 △2,108 △221	△2,329
51 議会改革事務事業【議会事務局総務課】	△229	9 旅 費 1 費用弁償 3 特別旅費 △154 △112 △42 △75 △75	△229
		14 使用料及び賃借料 2 賃 借 料 自動車借上料 △75	

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

科 目	補正前の額 <small>千円</small>	補正額 <small>千円</small>	計 <small>千円</small>	補正額の財源内訳 <small>千円</small>
1 総務管理費	4,348,415	412,700	4,761,115	財産収入 19,128 寄附金 222 諸収入 20,742 一般財源 372,603
1 一般管理費	1,519,195	△17,780	1,501,415	一般財源 △17,780

区分	金額 千円	節	説	明
2 納料	△4,000	2 人件費(一般管理費)【職員課】		△12,044
3 職員手当等	△8,044	2 納料		△4,000
9 旅費	△968	2 一般職給 一般職給		△4,000
10 交際費	△200	3 職員手当等		△8,044
11 需用費	△1,060	3 管理職手当		△1,843
14 使用料及び 賃借料	△3,210	4 地域手当		△1,609
19 負担金補助 及び交付金	△298	5 通勤手当		△896
		11 期末勤勉手当		△3,696
		3 市長政策室一般事務経費【政策推進課】		△460
		9 旅費		△162
		3 特別旅費		△162
		19 負担金補助及び交付金		△298
		1 負担金		△181
		大阪府市長会		△117
		近畿市長会他		
		6 秘書事務経費【秘書課】		△360
		10 交際費		△200
		2 市交際費		△200
		14 使用料及び賃借料		△160
		2 賃借料		△160
		自動車借上料		△160
		13 事務機器管理事業【総務課】		△484
		14 使用料及び賃借料		△484
		2 賃借料		△484
		事務機器借上料		
		25 議案書作成事業【法制課】		△1,060
		11 需用費		△1,060
		4 印刷製本費 議案書他		△1,060
		14 使用料及び賃借料		△2,566
		2 賃借料		△2,566
		自動車借上料		△2,566
		52 東日本大震災被災地支援事業(職員派遣)【職員課】		△3,372
		9 旅費		△806
		3 特別旅費		△806
		14 使用料及び賃借料		△2,566
		2 賃借料		△2,566

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項	科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円		
					財産収入	寄附金	諸収入
2 1	5 財産管理費	435,360	26,774	462,134	16,880	222	3,682
					一般財源		5,990
8	公平委員会費	2,903	△472	2,431	一般財源	△472	
9	人事管理費	915,635	409,441	1,325,076	諸収入	17,060	
					一般財源	392,381	

区分	金額	説明
11 需用費	7,738 千円	1 庁舎管理事業【官總課】 11 需用費 8,172 5 光熱水費 7,738
12 役務費	434	12 役務費 434
13 委託料	1,500	1 通信運搬費 434
25 積立金	17,102	50 基金積立事業(総務費)【財政經營課】 25 積立金 17,102 2 財政調整基金積立金 12,654 3 都市施設整備基金積立金 2,345 11 公債管理基金積立金 2,103
1 報酬	△472	56 庁舎改修事業【當舎課】 13 委託料 1,500 1 委託料 1,500 現場監理委託他 公平委員會委員 1 報酬 △472 2 委員報酬 △472
3 職員手当等	421,846	1 人件費(人事管理費退職手当)【職員課】 3 職員手当等 421,846 13 退職手当 421,846
4 共済費	△4,628	2 人件費(人事管理費雇用保険料)【職員課】 4 共済費 △316 7 社会保険料 △316
13 委託料	△7,777	7 職員安全衛生事業【職員課】 △578 13 委託料 △578 1 委託料 △578 職員健康診断委託他 △578
10 人事給与等システム管理事業【職員課】		11 特別職非常勤・臨時職員管理事業【職員課】 △4,312 4 共済費 △4,312 7 社会保険料 △3,060 11 協会けんぽ負担金 △1,252
12 給与計算等業務委託事業【職員課】		12 給与計算等業務委託事業【職員課】 △1,847
13 委託料		13 委託料 △1,847 1 委託料

款 項	科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円		補正額の財源内訳 千円
2 1 9	[人事管理費]					
11 住居表示費		7,046	△841	6,205	-一般財源	△841
14 公害対策費		10,462	△949	9,513	-一般財源	△949
19 人権文化センター費		142,364	△427	141,937	-一般財源	△427
21 人権文化推進費		27,770	1,823	29,593	財産収入 2,248 -一般財源 △425	
22 行政情報網推進費		133,461	△1,375	132,086	-一般財源	△1,375
23 業務システム管理運営費		199,951	△3,494	196,457	-一般財源	△3,494
2 徴稅費		359,465	△3,842	355,623	-一般財源	△3,842

区 分	金 精 千円	説 明	明 千円
		給与計算等業務委託	
15 職員採用事業【職員課】			△1,847
13 委託料			△1,993
1 委託料			△1,993
健康診断委託			△1,986
適性検査判定委託他			
50 人事給与関係委託等事業【職員課】			△1,327
13 委託料			△1,327
1 委託料			△1,327
人事給与関係委託			△1,327
50 街区表示板整備事業【窓口課】			△841
13 委託料			△841
1 委託料			△841
街区表示板整備委託			△841
13 委託料	△949		△949
1 委託料			△949
河川水底質調査委託他			△949
13 委託料	△427		△427
1 委託料			△427
管理運営委託			△427
9 旅費	△425	53 國際協力都市提携20周年記念事業【文化国際課】	△425
9 旅費		13 旅費	△425
25 積立金	2,248	1 営用弁償	△425
			△425
55 文化施設整備基金積立事業【市民文化ホール担当】			2,248
25 積立金			2,248
15 文化施設整備基金積立金			2,248
13 委託料	△1,000	1 行政情報ネットワーク管理運営事業【情報政策・広域連携課】	△1,375
		13 委託料	△1,000
		1 委託料	△1,000
14 使用料及び 賃借料	△375	14 使用料及び賃借料	△375
		2 ネットワーク機器保守等委託	△1,000
		2 賃借料	△375
13 委託料	△3,494	2 住民情報システム管理運営事業【情報政策・広域連携課】	△3,494
		13 委託料	△3,494
		1 委託料	△3,494
		システム機器保守委託	△2,745
		システム運用管理委託他	△2,745

(款) 2 総務費		(項) 2 徴稅費			
科 款 項	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
2 2	1 徵 稅 総 務 費	282,027	△517	281,510	一般財源 △517
	2 賦 課 徵 収 費	77,438	△3,325	74,113	一般財源 △3,325
	3 戸籍住民基本台帳費	432,384	△52,500	379,884	諸収入 △11,063 一般財源 △41,437
	1 戸 緒 住 民 費	432,384	△52,500	379,884	諸収入 △11,063 一般財源 △41,437
	4 選 举 費	131,550	△14,254	117,296	府支出金 △17,369 一般財源 3,115
	4 農業委員会委員選 举 費	3,723	△3,586	137	一般財源 △3,586

区分	金額	説明	明
18 備品購入費	△517 千円	50 税務証明書発行等業務補助委託事業（臨時）【税務課】 18 備品購入費 1 施用器具費 業務用端末他	△517 △517 △517 △517
11 需用費	△400	1 市・府民税（個人）賦課事務事業【税務課】 11 需用費 4 印刷製本費 諸用紙他 1 委託料 データ処理等業務委託他	△1,730 △400 △1,330 △1,330
13 委託料	△2,925	13 委託料 路線価付設業務委託	△400 △1,330
11 需用費	△11,861	3 戸籍事務事業【窓口課】 13 委託料 1 委託料 システム保守委託	△1,595 △1,595 △1,595
13 委託料	△39,697	8 パスポート発給事務事業【窓口課】 11 需用費 1 消耗品費 1 委託料 システム更新委託他	△472 △472 △472 △472 △472
14 使用料及び賃借料	△942	14 使用料及び賃借料 2 賃借料 システム機器借上料	△11,861 △11,861 △40,167 △39,225 △39,225 △942 △942
1 報酬	△452	50 農業委員会委員選挙事業【選挙管理委員会事務局】 1 報酬 3 非常勤職員報酬 期日前投票管理者・立会人他	△3,586 △452 △452 △452
3 職員手当等	△2,409	9 旅費 3 職員手当等 9 時間外及び休日勤務手当	△2,409 △2,409 △9
9 旅費	△9	9 旅費 1 費用弁償	△9
11 需用費	△408	11 需用費 1 消耗品費	△408 △137
12 役務費	△191		

(款) 2 総務費
(項) 4 選舉費

科	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款 項	目				
2 4	4 [農業委員会委員選挙費]				
5	衆議院議員総選挙 ・最高裁判所裁判官 国 民 審 査 費	56,955	△10,668	46,287	府支出金 △17,369 一般財源 6,701

分類	金額	説明	明細
	千円		千円
13 委託料	△32	3 食糧費 4 印刷製本費 投票用紙他	△20 △201
14 使用料及び 賃借料	△85	6 修繕料 投票開票所器材修理他	△50 △50
		12 役務費	△191
		1 通信運搬費 3 手数料	△153 △38
		13 委託料	△32
		1 委託料 複写機保守委託	△32
		14 使用料及び賃借料	△85
		1 使用料 2 賃借料	△11 △74
		事務機器借上料 自動車借上料	△23 △51
1 報酬	△604	51 衆議院議員総選舉・最高裁判所裁判官国民審査事業 【選舉管理委員会事務局】	△10,668
3 職員手当等	△1,307	1 報酬 3 非常勤職員報酬	△604 △604
8 報償費	△50	3 職員手当等 期日前投票管理者・立会人他	△604 △1,307
9 旅費	△84	9 時間外及び休日勤務手当	△1,307
11 需用費	△1,673	8 報償費 ボスター掲示場設置協力謝礼他	△50 △50
12 役務費	△2,340	1 報償金 9 旅費 1 需用弁償 2 普通旅費	△76 △8 △84
13 委託料	△4,426	11 需用費 1 消耗品費 3 食糧費 4 印刷製本費 啓発チラシ他	△1,673 △949 △11 △216 △497
14 使用料及び 賃借料	△126	6 修繕料 投票開票所器材修理他	△4,426
18 備品購入費	△58	12 役務費 1 通信運搬費 13 委託料 1 委託料 投票開票業務等委託 選舉公報配布業務委託他	△2,340 △2,340 △4,426 △4,426 △32 △94 △32
		14 使用料及び賃借料 1 使用料 2 賃借料 自動車借上料	△32 △126 △94 △32

(款) 2 総務費				
(項) 4 選挙費				
科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
3 民 生 費	17,765,121	298,380	18,063,501	分担金及び負担金 △2,381 使用料及び手数料 △159 国庫支出金 △70,075 府支出金 12,225 財産収入 708 寄附金 399 諸収入 21,876 一般財源 335,787
1 社会福祉費	4,719,082	△98,997	4,620,085	分担金及び負担金 △2,392 使用料及び手数料 △17 国庫支出金 △78,936 府支出金 8,139 諸収入 21,746 一般財源 △47,537
1 社会福祉総務費	968,224	△4,346	963,878	国庫支出金 5,557 府支出金 5,557 一般財源 △15,460
3 老人医療助成費	173,622	2,896	176,518	諸収入 21,746 一般財源 △18,850
5 障害者福祉セントター費	36,879	△1,531	35,348	一般財源 △1,531
7 老人福祉費	194,559	△11,845	182,714	分担金及び負担金 △2,392 使用料及び手数料 △17 府支出金 629 一般財源 △10,065

区分	金額 千円	説	明
		18 備品購入費 1 庁用器具費 自書式投票用紙購入料 △58	△53 △58
3 職員手当等	△3,055	1 人件費(社会福祉総務費)【職員課】 3 職員手当等	△4,346 △3,055
4 共済費	△1,291	3 管理職手当 4 地域手当 11 期末勤勉手当 4 共済費 3 職員共済組合負担金	△561 △749 △1,745 △1,291
20 扶助費	2,896	5 老人医療費助成事業(扶助費)【介護・福祉医療課】 20 扶助費 1 扶助費 老人医療扶助費	2,896 2,896 2,896
13 委託料	△1,531	1 障害者福祉センター管理運営事業【障害福祉課】 13 委託料 1 委託料 管理運営委託	△1,531 △1,531 △1,531
13 委託料	△520	5 高齢者在宅生活支援事業【高齢福祉課】 13 委託料	△520 △520
19 負担金補助 及び交付金	△1,346	1 委託料 生活支援サービス事業委託 介護支援サービス事業委託 緊急時支援サービス事業委託他	△520 △75 △62 △383
20 扶助費	△9,979	21 老人保護事業(扶助費)【高齢福祉課】 20 扶助費 1 扶助費 老人扶助費	△9,979 △9,979 △9,979
	50 街かどデイハウス運営事業【高齢福祉課】		△482

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

科	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款 項	目				
3 1 7	[老人福祉費]				
8 総合保健福祉 センター費	386,690	6,122	392,812	一般財源 6,122	
9 障害福祉費	2,285,706	4,226	2,289,932	国庫支出金 1,953 一般財源 △6,733	9,006

区分	金額 千円	説	明
19 負担金補助及び交付金	△482	2 極度障害者生活支援モデル事業【高齢福祉課】	△482
2 極度障害者生活支援モデル事業【高齢福祉課】	△482	2 極度障害者生活支援モデル事業【高齢福祉課】	△482
11 需用費	8,044	1 総合保健福祉センター等管理事業【健康福祉政策課】	8,044
14 使用料及び賃借料	△1,922	11 需用費	8,044
14 使用料及び賃借料	△1,922	5 光熱水費	8,044
13 委託料	△1,356	4 福祉予約バス運行事業【健康福祉政策課】	△1,922
19 負担金補助及び交付金	△12,496	14 使用料及び賃借料	△1,587
19 負担金補助及び交付金	△12,496	2 賃借料	△1,922
20 扶助費	18,078	自動車借上料	△1,922
15 障害者福祉給付事業(扶助費)【障害福祉課】	△1,010	19 負担金補助及び交付金	△1,587
20 扶助費	800	2 極度障害者住宅改造補助金	△1,587
1 扶助費	800	重度障害者手帳診断料助成費他	△1,587
17 日常生活用具給付事業(扶助費)【障害福祉課】	800	1 扶助費	△1,010
20 扶助費	800	特別障害者手当等給付費	1,068
1 扶助費	800	自立支援医療給付費	△1,878
高額障害福祉サービス費	△1,152	身体障害者手帳診断料助成費他	△200
21 障害者施設事業(扶助費)【障害福祉課】	16,802		
20 扶助費	16,802		
1 扶助費	16,802		
障害者施設費	16,802		
23 障害者(児)ショートステイ事業(扶助費)【障害福祉課】	2,638		
20 扶助費	2,638		
1 扶助費	2,638		

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項	科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円	
					一般財源	△1,020
3 1 9 [障害福祉費]						
11 障害者自立支援 センター費	66,017	△1,020	64,997	一般財源	△1,020	
13 臨時福祉給付金 交付費	372,373	△93,499	278,874	国庫支出金	△93,499	
2 児童福祉費	7,307,707	△45,400	7,262,307	分担金及び負担金 使用料及び手数料 国庫支出金 府支出金 財産収入 寄附金 諸収入 一般財源	11 △142 504 △36,206 708 399 130 △10,804	

区 分	金 额 千円	説 明	千円
		障害者 (児) ショートステイ費	2,638
52 障害者福祉事業所等新体系移行促進事業【障害福祉課】		19 負担金補助及び交付金	△10,909
2 極 助 金		2 極 助 金	△10,909
障害者福祉事業所等新体系移行促進事業補助金		障害者福祉事業所等新体系移行促進事業補助金	△10,909
58 障害者相談支援事業所サポート事業(緊急雇用)(好循環経済対策)	△1,356		
【障害福祉課】			
13 委託料	△1,356	13 委託料	△1,356
1 委託料	△1,356	1 委託料	△1,356
13 委託料	△1,356	50 障害者自立支援センター補修等事業【障害福祉課】	△1,356
15 工事請負費	△497	13 委託料	△1,020
△497		1 委託料	△291
18 備品購入費	△232	実施設計委託	△291
△232		15 工事請負費	△497
15 工事請負費	△497	1 工事請負費	△497
空調設備改修工事	△232	空調設備改修工事	△232
18 備品購入費	△497	1 施用器具費	△497
管理運常用	△232	1 施用器具費	△2,000
11 需用費	△2,000	50 臨時福祉給付金交付事業【臨時福祉給付金担当】	△93,499
△2,000		11 需用費	△93,499
12 役務費	△11,000	4 印刷製本費	△2,000
△8,499		12 役務費	△2,000
13 委託料	△8,499	1 通信運搬費	△11,000
△8,499		3 手数料	△1,000
19 負担金補助及び交付金	△72,000	13 委託料	△8,499
△72,000		1 委託料	△8,499
システム構築業務委託 交付事務補助業務委託 封入封緘等業務委託	△1,059 △5,900 △1,540	19 負担金補助及び交付金	△72,000
△72,000		3 交付金	△72,000
△72,000		臨時福祉給付金	

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

科 款 項	目 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
		千円	千円	千円	千円
3 2 1	児童福祉総務費	3,359,483	△36,215	3,323,268	使用料及び手数料 △142 国庫支出金 △20,356 府支出金 △3,446 財産収入 708 寄附金 399 一般財源 △13,378
2	児童福祉施設費	2,061,617	3,451	2,065,068	国庫支出金 29,987 府支出金 △34,519 一般財源 7,983

区分	金額	説明	明
12 役務費	△1,198	11 母子・父子家庭ホームヘルパー派遣事業【子育て支援課】	△1,194
13 委託料	△1,194	13 委託料 1 委託料 ホームヘルプサービス事業委託	△1,194
20 扶助費	△34,930	20 扶助費 20 扶助費 1 扶助費 児童扶養手当	△1,194
25 積立金	1,107	25 積立金 20 扶助費 1 通信運搬費 20 扶助費 1 扶助費 児童扶養手当 21 母子自立支援事業(扶助費)【子育て支援課】	△880 △880 △880 △11,075 △11,075 △11,075 △1,435 △1,435 △1,435
22 児童手当給付事業(扶助費)【子育て支援課】	△22,420	22 児童手当給付事業(扶助費)【子育て支援課】 20 扶助費 1 扶助費 母子家庭自立支援教育訓練給付金他	△22,420 △22,420 △22,420 △1,435 △1,435
30 障害児通所給付事業【総合保健福祉センター一分室】	△318	30 障害児通所給付事業【総合保健福祉センター一分室】 12 役務費 3 手数料 児童手当	△318 △318 △318
63 未来子ども基金積立事業【子ども・子育て施策推進課】	1,107	63 未来子ども基金積立事業【子ども・子育て施策推進課】 25 積立金 18 未来子ども基金積立金	1,107 1,107
19 負担金補助及び交付金	△27,997	19 負担金補助及び交付金 19 負担金補助及び交付金 2 極端な金 民間保育所運営費補助金	△12,758 △12,758 △12,758
20 扶助費	31,448	20 扶助費 一時保育事業補助金	△4,447 △4,447
7 一時保育事業【幼児育成課】	△4,447		
19 負担金補助及び交付金	△4,447	19 負担金補助及び交付金 2 極端な金 一時保育事業補助金	△4,447 △4,447 △4,447
15 保育所入所事業(扶助費)【幼児育成課】	37,584		
20 扶助費	37,584	20 扶助費 1 扶助費 保育所入所費	37,584 37,584 37,584

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

科	目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款 項	目				
3	2 [児童福祉施設費]				
5	子どもの医療助成費	463,654	2,981	466,635	府支出金 一般財源 1,490 1,491
6	未熟児養育医療助成費	7,245	1,219	8,464	分担金及び負担金 国庫支出金 府支出金 諸収入 11 538 269 130

区 分	金額 千円	節	説明
		20 児童保健事業（扶助費）【子育て支援課】	△922
		20 扶 助 費	△922
		1 扶 助 費	△922
		助産施設入所費	△922
		21 母子生活支援施設入所事業（扶助費）【子育て支援課】	△5,214
		20 扶 助 費	△5,214
		1 扶 助 費	△5,214
		母子生活支援施設入所費	△5,214
		51 保育士等処遇改善臨時特例事業（緊急経済対策）【幼児育成課】	959
		19 負担金補助及び交付金	959
		2 極 助 金	959
		保育士等処遇改善臨時特例補助金	959
2 納 料	△2,528	1 人件費（保育所費）【職員課】	△7,548
		2 納 料	△2,528
3 職員手当等	△4,826	2 一般職給	△2,528
		一般職給	△2,528
4 共 治 費	△194	3 職員手当等	△4,826
		4 地域手当	△473
7 貨 金	△1,744	9 時間外及び休日勤務手当	△2,500
		10 住居手当	△100
11 需 用 費	2,121	11 期末勤勉手当	△1,753
		4 共 治 費	△194
		3 職員共済組合負担金	△194
		2 臨時職員雇用事業（保育所運営事業）【職員課】	△1,744
		7 職 金	△1,744
		1 臨時雇賃金	△1,744
		8 保育所管理事業【幼児育成課】	2,121
		11 需 用 費	2,121
		5 光熱水費	2,121
13 委 託 料	2,981	50 子どもの医療費助成事業（臨時）【介護・福祉医療課】	2,981
		13 委 託 料	2,981
		1 委 託 料	2,981
		システム改修委託	2,981
20 扶 助 費	1,219	5 未熟児養育医療費助成事業（扶助費）【介護・福祉医療課】	1,219
		20 扶 助 費	1,219
		1 扶 助 費	1,219
		未熟児養育医療扶助費	1,219

(款) 3 民生費					
(項) 2 児童福祉費					
科	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
3 2	6 〔未熟児養育医療助成費〕				一般財源 271
	7 子育て世帯臨時特例給付金交付	165,600	△9,665	155,935	国庫支出金 △9,665
3	生 活 保 護 費	2,183,992	△5,687	2,178,305	府支出金 △5,687
2	扶 助 費	2,095,464	△5,687	2,089,777	府支出金 △5,687
4	國民健康保険費	1,000,823	457,630	1,458,453	国庫支出金 8,357 府支出金 48,208 一般財源 401,065
1	國民健康保険費	1,000,823	457,630	1,458,453	国庫支出金 8,357 府支出金 48,208 一般財源 401,065
5	介護保険費	1,347,585	△4,558	1,343,027	一般財源 △4,558
1	介護保険費	1,347,585	△4,558	1,343,027	一般財源 △4,558
6	後期高齢者医療費	1,205,932	△4,608	1,201,324	府支出金 △2,229 一般財源 △2,379
1	後期高齢者医療費	1,205,932	△4,608	1,201,324	府支出金 △2,229 一般財源 △2,379

区分	金額 千円	説	明
12 役務費	△403	50 子育て世帯臨時特別給付金交付事業【子育て支援課】	△9,665
13 委託料	△1,512	12 役務費 1 通信運搬費	△403
19 負担金補助及び交付金	△7,750	13 委託料 1 委託料 システム改修委託 19 負担金補助及び交付金 3 交付金 子育て世帯臨時特別給付金	△1,512 △1,512 △7,750
20 扶助費	△5,687	50 住宅手当緊急特別措置事業(扶助費)【生活福祉課】 20 扶助費 1 扶助費 住宅手当金	△5,687 △5,687 △5,687 △7,750
28 練出金	457,630	1 特別会計国民健康保険事業費繰出金(経常)【国保年金課】 28 練出金 3 特別会計国民健康保険事業費繰出金 保険基盤安定繰出	75,420 75,420 75,420 75,420
		50 特別会計国民健康保険事業費繰出金(臨時)【国保年金課】	382,210
		28 練出金 3 特別会計国民健康保険事業費繰出金 財政安定化支援事業費繰出 市条例に基づく障害者等減免分繰出 市条例に基づく年齢軽減分繰出 単年度赤字補填分繰出	382,210 382,210 41,724 △2,507 △11,665 354,658
28 練出金	△4,558	1 特別会計介護保険事業費繰出金(経常)【介護・福祉医療課】 28 練出金 5 特別会計介護保険事業費繰出金 職員給与費等繰出	△4,558 △4,558 △4,558
19 負担金補助及び交付金	△1,619	2 後期高齢者医療広域連合運営事業【介護・福祉医療課】 19 負担金補助及び交付金	△1,619 △1,619
28 練出金	△2,989	1 負担金 管理運営費	△1,619

(款) 3 民生費
(項) 6 後期高齢者医療費

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款 項				
3 6 1 [後期高齢者] 医療費				
4 術 生 費	4,115,159	△57,195	4,057,964	分担金及び負担金 △20,000 使用料及び手数料 △4,690 府支出金 1,471 財産収入 2,914 寄附金 2,103 諸収入 5,339 一般財源 △44,332
1 保 健 衛 生 費	1,160,623	△1,469	1,159,154	府支出金 1,471 財産収入 1,937 寄附金 1,322 一般財源 △6,199
1 保 健 衛 生 総務費	193,909	3,259	197,168	財産収入 1,937 寄附金 1,322
2 予 防 費	780,961	△4	780,957	一般財源 △4
4 母子保健推進費	109,760	△4,724	105,036	府支出金 1,471 一般財源 △6,195

区分	金額 千円	説明	明 千円
25. 積立金	3,259	3 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金【介護・福祉医療課】 28 繰出金 9 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金 保険基盤安定繰出 職員給与費等繰出	△2,989 △2,989 △2,972 △17
8 報償費	△187	3 保健事業(健康教育)【健康増進課】 8 報償費	△187
13 委託料	183	1 報償金 講師謝礼他	△187
		4 保健事業(健康診査・健康手帳)【健康増進課】 13 委託料 1 委託料 健康診査委託他	6,949 6,949 6,949 △4,165
		6 予防接種事業【健康増進課】 13 委託料 1 委託料 予防接種委託	△4,165 △4,165 △4,165
		52 保健事業(特定がん検診)(臨時)【健康増進課】 13 委託料 1 委託料 女性特有のがん検診委託他	△2,601 △2,601 △2,601
1 報酬	△832	1 母子保健事業【健康増進課】 1 報酬 3 非常勤講員報酬 保健衛生指導員	△4,298 △406 △406 △3,892
13 委託料	△3,892	13 委託料 1 委託料 妊娠健康診査委託他	△3,892 △3,892 △3,892

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(款) 4 衛生費				
(項) 1 保健衛生費		補正額の財源内訳		
款 項	科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
4 1	4 [母子保健推進費]			
2 清掃費	2,139,655	△17,029	2,122,626	使用料及び手数料 △4,690 財産収入 596 諸収入 5,339 一般財源 △18,274
1 清掃総務費	798,315	△4,998	793,317	一般財源 △4,998
2 塵芥処理費	287,742	△11,795	275,947	使用料及び手数料 △4,690 一般財源 △7,105
4 清掃工場費	1,049,040	△236	1,048,804	財産収入 596 諸収入 5,339 一般財源 △6,171
3 市民医療総合施設対策費	812,599	△38,838	773,761	分担金及び負担金 △20,000 財産収入 381 寄附金 781 一般財源 △20,000
1 市民医療総合施設対策費	132,482	△38,838	93,644	分担金及び負担金 △20,000 財産収入 381

区 分	金 额 千円	節	説	明
		3 未熟兒保健指導等事務事業【健康増進課】		千円
1 報酬	△426	3 非常勤職員報酬		△426
		保健衛生指導員		△426
3 職員手当等	△3,603	1 人件費(清掃経務費)【職員課】	△4,524	
4 共済費	△921	3 職員手当等	△3,603	
		3 管理職手当	△400	
11 需用費	△474	11 期末勤勉手当	△3,203	
		4 共済費	△921	
		3 職員共済組合負担金	△921	
		8 指定ごみ袋配布事業【環境整備課】	△474	
11 需用費	△1,202	11 需用費	△474	
13 委託料	△9,449	2 ごみ収集事業【環境整備課】	△10,651	
18 備品購入費	△1,080	11 需用費	△1,202	
27 公課費	△64	6 修繕料	△1,202	
		車両修理	△1,202	
		13 委託料	△9,449	
		1 委託料	△9,449	
		可燃ごみ・かん・びん収集委託	△9,449	
		51 ごみ収集事業(臨時)【環境整備課】	△1,144	
18 備品購入費		18 備品購入費	△1,080	
2 機械器具費		2 機械器具費	△1,080	
		収集車1台	△1,080	
13 委託料	△6,171	27 公課費	△64	
		1 公課費	△64	
		8 固化灰等搬送処理事業【環境施設課】	△6,171	
25 積立金	5,935	13 委託料	△6,171	
		1 委託料	△6,171	
		固化灰等搬送委託	△6,171	
		50 環境クリーン基金積立事業【環境施設課】	5,935	
19 負担金補助及び交付金	△40,000	25 積立金	5,935	
		21 環境クリーン基金積立金	5,935	
		50 医療保健センター管理運営事業(臨時)【健康増進課】	△40,000	
		19 負担金補助及び交付金	△40,000	

(款) 4 衛生費

(項) 3 市民医療総合施設対策費

款 項	科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳	
					一般財源 △20,000	一般財源 781
4 3 1	[市民医療総合 施設対策費]					
4 上 水 道 費		2,282	141	2,423	一般財源	141
1 水 道 事 業 費		2,282	141	2,423	一般財源	141
5 労 働 勤 費		101,784	△1,662	100,122	府支出金	△1,662
1 労 働 諸 費		101,784	△1,662	100,122	府支出金	△1,662
1 労 働 対 策 費		63,428	△1,662	61,766	府支出金	△1,662
6 農 林 水 産 業 費		169,387	△900	168,487	国庫支出金 諸収入 一般財源	△1,280 △200 580
1 農 業 費		154,556	△900	153,656	国庫支出金 諸収入 一般財源	△1,280 △200 580
3 農 業 振 興 費		48,446	△1,480	46,966	国庫支出金 諸収入	△1,280 △200
4 農 地 費		17,588	580	18,168	一般財源	580

区 分	金 額	説 明
25 積 立 金	1,162 千円	2 極 助 金 豊能広域こども急病センター管理運営補助 △40,000 △40,000 千円
		55 基金積立事業（衛生費）【市立病院】 1,162
		25 積 立 金 5 市民医療総合施設建設基金積立金 6 市立病院医療体制整備基金積立金 195 967
19 負担金補助 及び交付金	141	1 水道事業会計繰出事業（経常）【上下水道局】 141 19 負担金補助及び交付金 1 負担金 児童手当負担金 141 141
		54 点証発行物推進創業事業（緊急雇用）【商工観光課】 △912 13 委託料 1 委託料 点証発行物推進創業事業委託 △912
13 委 託 料	△1,662	55 農と食をつなげるソーシャルビジネス推進事業（緊急雇用） △750 【商工観光課】 13 委託料 1 委託料 農と食をつなげるソーシャルビジネス推進 事業委託 △750 △912
8 報 償 費	△432	55 遊休農地解消対策事業【農業振興課】 △1,480
11 需 用 費	△1,021	8 報 償 費 1 報償金 協力農家謝礼 △432 △432
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	△27	11 需 用 費 1 消耗品費 3 食糧費 14 使用料及び賃借料 1 使 用 料 △1,021 △1,012 △9 △27 △27
11 需 用 費	580	1 農地施設維持事業【公園みどり課】 580 11 需用費 580

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

科 款 項	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
6 1 4 [農地費]					
7 商工費		219,287	△525	218,762	一般財源 △525
1 商工費		191,813	△525	191,288	一般財源 △525
2 商工業振興費		103,915	△525	103,390	一般財源 △525
8 土木費		4,129,289	104,386	4,233,675	国庫支出金 △94,889 府支出金 △1,750 財産収入 12,958 寄附金 444 諸収入 △11 市債 166,400 一般財源 21,234
1 土木管理費		1,059,140	△6,870	1,052,270	国庫支出金 △2,980 府支出金 △1,750 財産収入 144 一般財源 △2,284
1 土木総務費		1,000,367	△6,870	993,497	国庫支出金 △2,980 府支出金 △1,750 財産収入 144 一般財源 △2,284
2 道路橋りょう費		858,373	△78,953	779,420	国庫支出金 △52,690 諸収入 △11 市債 △24,400 一般財源 △1,852
2 道路維持・交通安全施設整備事業費		796,217	△78,953	717,264	国庫支出金 △52,690 諸収入 △11 市債 △24,400 一般財源 △1,852

区分	金額	説明
		5 光熱水費 千円 580
19 負担金補助 及び交付金	△525	3 みののおサン・プラザ公共床活用事業【箕面営業課】 19 負担金補助及び交付金 1 負担金 共益費 △525
1 報酬	△554	45 建築審査会事業【建築指導課】 1 報酬 3 非常勤職員報酬 建築審査会委員 △554
19 負担金補助 及び交付金	△6,460	△554
28 繰出金	144	△554
		50 土地開発基金繰出事業【公共用地活用推進課】 28 繰出金 12 土地開発基金繰出金 144
		61 住宅・建築物耐震改修促進事業【建築指導課】 19 負担金補助及び交付金 2 补助金 民間建築物耐震診断補助金 木造住宅耐震改修工事費補助金 △6,460 △3,960 △2,500
		144
13 委託料	△2,856	1 自転車駐車場管理事業【交通政策課】 13 委託料 △1,057
15 工事請負費	△76,097	1 委託料 自転車駐車場管理委託 △1,057
		7 箕面駅前広場維持管理事業【道路課】 13 委託料 △799
		(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋りょう費

(款) 8 土木費
(項) 2 道路繕りょう費

科	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款 項	目				
8 2	2 [道路維持・交通安全施設費 整備事業費]				
4 都市計画費	1,417,214	198,842	1,616,056	国庫支出金 △39,219 財産収入 12,814 寄附金 444 市債 190,800 一般財源 34,003	
1 都市計画総務費	5,545	△1,405	4,140	一般財源 △1,405	

区 分	金 額 千円	節	説 明
		1 委 託 料	△799 △799 千円
50 自転車駐車場管理事業（臨時）【交通政策課】		15 工事請負費	△97 △97 △97
1 工事請負費		牧落自転車駐車場外壁等改修工事	△97
60 橋りょう長寿命化対策事業【道路課】		13 委 託 料	△1,000 △1,000 △1,000
1 工事請負費		1 委 託 料	△1,000 △1,000
実施設計委託		15 工事請負費	△76,000 △76,000
61 道路安全対策事業【道路課】		1 工事請負費	△76,000 △76,000
15 工事請負費		舗装改修工事他	△76,000
1 報 酬	△399	9 都市計画推進事業【まちづくり政策課】	△685 △685
8 報 償 費	△28	1 報 酉	△200 △200
9 旅 費	△104	3 非常勤職員報酬	
		都市計画審議会委員	△171 △171
		都市計画審議会臨時委員	△29 △29
11 需 用 費	△305	9 旅 費	△69 △69
13 委 託 料	△197	1 費用弁償	△18 △18
14 使 用 料 及 び 借 料	△21	2 普通旅費	△48 △48
19 負 担 金 补 助 及 び 支 付 金	△351	3 特別旅費	△3 △3
		11 需 用 費	△201 △201
		4 印刷製本費	
		都市計画地図他	
10 まちづくり支援事業【まちづくり政策課】		13 委 託 料	△197 △197 △197
8 報 儲 費		1 委 託 料	△197 △197 △197
1 報 儲 金		都市計画デジタルデータ修正委託	△197 △197 △197
まちづくり支援アドバイザ—謝礼		14 使 用 料 及 び 借 料	△28 △28 △28
11 需 用 費		1 使 用 料	△18 △18 △18
4 印刷製本費		10 まちづくり支援事業【まちづくり政策課】	△215 △215 △215
		8 報 儲 費	△28 △28 △28
		1 報 儲 金	△28 △28 △28
		まちづくり支援アドバイザ—謝礼	△34 △34 △34
		11 需 用 費	
		4 印刷製本費	

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

款 項	科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円	
8 4 1	[都市計画総務費]					
3 緑化推進費	17,845	1,691	19,536	財産収入 寄附金	1,286	
5 地域整備推進費	864,556	95,428	959,984	国庫支出金 財産収入 寄附金 市債 一般財源	△38,940 11,528 39 113,300 9,501	

区 分	金 額 千円	説 明	明 千円
		因面焼付他	
14 使用料及び賃借料		△34	△3
1 使 用 料		△3	
19 負担金補助及び交付金		△150	
2 补 助 金		△150	
まちづくり活動補助金	△150		
50 都市景観形成事業【まちづくり政策課】	△505		
1 報 酬	△199		
3 非常勤職員報酬		△199	
都市景観審議会委員	△59		
都市景観審議会臨時委員	△15		
景観審査委員会委員	△45		
都市景観アドバイザー	△80		
9 旅 費	△35		
1 費 用 弁 償	△20		
2 普 通 旅 費	△15		
11 需 用 費	△70		
4 用 刷 製 本 費	△60		
諸 用 紙 他	△60		
6 修 繕 料	△10		
機 器 修 理	△10		
19 負担金補助及び交付金	△201		
2 补 助 金	△201		
都市景観形成補助金			
25 積 立 金	1,691	△201	
52 みどり支援基金積立事業【公園みどり課】	1,691		
25 積 立 金	1,691		
19 みどり支援基金積立金	1,691		
13 委 托 料	96,546	51 北大阪急行線延伸設計事業(総統費)【鉄道整備課】	73,546
13 委 托 料	73,546		
25 積 立 金	△1,118	1 委 托 料	73,546
		鉄軌道詳細設計委託	
52 北大阪急行南北線延伸整備基金積立事業【鉄道整備課】	△1,118		
25 積 立 金	△1,118		
14 北大阪急行南北線延伸整備基金積立金	△1,118		
53 船場地区自転車駐車場整備事業【鉄道整備課】	17,000		
13 委 托 料	17,000		
1 委 托 料	17,000	詳細設計委託	
54 船場地区歩行者デッキ整備事業【鉄道整備課】	6,000		
13 委 托 料	6,000		
1 委 托 料	6,000	詳細設計委託	
(款)	8 土木費		
(項)	4 都市計画費		

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

科	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項	千円	千円	千円	千円
8	4 6 街 路 事 業 費	102,344	103,128	205,472	国庫支出金 △279 市債 77,500 一般財源 25,907
5	住 宅 費	447,093	△1,250	445,843	一般財源 △1,250
1	住 宅 管 理 費	447,093	△1,250	445,843	一般財源 △1,250
6	公 共 下 水 道 費	337,207	△7,383	329,824	一般財源 △7,383
1	公 共 下 水 道 費	337,207	△7,383	329,824	一般財源 △7,383
9	消 防 費	1,175,391	△7,777	1,167,614	財産収入 368 寄附金 17 一般財源 △8,162
1	消 防 費	1,175,391	△7,777	1,167,614	財産収入 368 寄附金 17 一般財源 △8,162
1	常 備 消 防 費	1,055,120	△5,890	1,049,230	財産収入 368 寄附金 17 一般財源 △6,275

分類	金額	説明	明細
17 公有財産購入費	103,128 千円	50 都計道路接井石橋線道路改良事業【道路課】 17 公有財産購入費 1 土地購入費 道路改良事業用地	103,128 千円
13 委託料	△470	2 借上公営住宅等管理事業【營繕課】 13 委託料 1 委託料 施設管理委託他	△1,250 △470
19 負担金補助及び交付金	△780	19 負担金補助及び交付金 1 負担金 共益費	△470 △780 △780
19 負担金補助及び交付金	△7,383	1 公共下水道事業会計繰出事業(経常)【上下水道局】 19 負担金補助及び交付金 1 負担金 雨水処理負担金 汚水処理負担金 児童手当負担金	△5,729 △5,729 △5,729 △4,303 △1,222 △204
50 公共下水道事業会計繰出事業(臨時)【上下水道局】			△1,654
19 負担金補助及び交付金		19 負担金補助及び交付金 1 負担金 雨水処理負担金 汚水処理負担金	△1,654 △1,654 △1,609 △45
2 給料	△1,500	1 人件費(常備消防費)【職員課】 2 給料 2 一般職給 一般職給	△1,989 △1,500 △1,500
3 職員手当等	△489	3 職員手当等 4 地域手当 5 通勤手当	△489 △137 △352
11 需用費	△4,286		△4,286
25 積立金	385	5 施設管理事業【消防本部総務課】 11 需用費 5 光熱水費	△4,286 △4,286 △4,286
50 あんしん消防救急基金積立事業【消防本部総務課】			(款) 9 消防費 (項) 1 消防費

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

科	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
9	1 [常備消防費]				
	2 非常備消防費	81,252	△1,887	79,365	一般財源 △1,887

10 教育費	6,235,550	△40,543	6,195,007	国庫支出金 3,462
I 教育総務費	2,414,838	△8,622	2,406,216	府支出金 △24,781
				財産収入 1,059
				寄附金 31,368
				一般財源 △51,651
1 教育委員会費	669,886	32,415	702,301	国庫支出金 3,462
				府支出金 △17,569
3 教育指導費	837,148	△25,884	811,264	寄附金 1,059
				一般財源 31,368
				一般財源 △26,942

区分	金額 千円	説明	明 千円
		25 積立金	385
		20 あんしん消防救急基金積立金	385
13 委託料	△1,887	50 消防団拠点施設耐震化事業【消防団・涉外担当】	△1,887
		13 委託料	△1,887
		1 委託料	△1,887
		耐震診断業務委託	
25 積立金	32,415	50 学校教育施設整備基金積立事業【施設管理課】	32,415
		25 積立金	32,415
		4 学校教育施設整備基金積立金	32,415
1 報酬	△1,159	1 臨時職員雇用事業(障害児支援事業)【職員課】	△5,215
		7 貸金	△5,215
		1 臨時雇賃金	△5,215
7 貸金	△5,215		
8 報償費	△444	28 人権教育支援事業(小中学校)【人権教育課】	△325
		14 使用料及び賃借料	△325
9 旅費	△872	2 賃借料	△325
		自動車借上料	△325
11 需用費	△961		
13 委託料	△1,569	34 生徒指導担当者授業支援員配置事業【教職員課】	△947
14 使用料及び賃借料	△325	1 報酬	△947
19 負担金補助及び交付金	△15,339	3 非常勤職員報酬	△444
		生徒指導担当者授業支援員	△947
		35 教員チャレンジサポート事業【教職員課】	△444
		8 報償費	△444
		1 報償金	△444
		講師謝礼他	△444
		46 私立幼稚園振興助成事業【幼児育成課】	△15,339
		19 負担金補助及び交付金	△15,339
		2 捨助金	△15,339
		私立幼稚園補助金	△15,339
52 教育振興事業(指導用教科用図書更新)【学校教育課】			△961
11 需用費			△961
1 消耗品費			△961

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款 項				
10 1 3 [教育指導費]				
4 奨学資金費	1,792	12	1,804	財産収入 12
5 教育センター費	50,101	△2,031	48,070	一般財源 △2,031
6 放課後等童対策費	240,680	△13,134	227,546	府支出金 △68 一般財源 △13,066
2 小学校費	1,077,372	△4,928	1,072,444	一般財源 △4,928

区 分	金 額 千円	説 明
		63 不登校支援型学生サポーター派遣事業（緊急雇用）【人権教育課】 △1,569
13 委 託 料		1 委 託 料 不登校支援型学生サポーター派遣事業委託 △1,569
66 教育専門員配置事業【教職員課】	△212	
1 購 費	△212	
3 非常勤職員報酬	△212	
教育専門員	△212	
67 教職員長期派遣研修事業【教職員課】	△430	
9 旅 費	△430	
3 特別旅費	△430	
69 英語教育強化事業【学校教育課】	△442	
9 旅 費	△442	
1 費用弁償	△442	
28 繰 出 金	12	
50 奨学資金貸付基金繰出事業【学校生活支援課】	12	
28 繰 出 金	12	
25 奨学資金貸付基金繰出金	12	
9 旅 費	△1,509	
51 教育研修事業（臨時）【教育センター】	△2,031	
9 旅 費	△1,509	
11 需 用 費	△1,005	
1 費用弁償	△1,005	
3 特別旅費	△504	
11 需 用 費	△504	
14 使用料及び 賃 借 料	△55	
14 使用料及び賃借料	△55	
2 賃 借 料	△467	
自動車借上料	△467	
13 委 託 料	△13,134	
1 学童保育実施事業【学校生活支援課】	△11,955	
2 子どもたちの自由な遊び場開放事業【学校生活支援課】	△541	
13 委 託 料	△541	
1 委 託 料	△541	
自由な遊び場開放事業委託	△541	
3 夏季休業中における子どもの居場所づくり事業【学校生活支援課】	△638	
13 委 託 料	△638	
1 委 託 料	△638	
居場所づくり事業委託他	△638	
		（款）10 教育費 （項）2 小学校費

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

科	目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款 項	目				
10	2 1 学 校 管 理 費	962,520	△4,928	957,592	一般財源 △4,928
	3 中 学 校 費	646,944	△11,697	635,247	一般財源 △11,697
	1 学 校 管 理 費	530,136	△11,697	518,439	一般財源 △11,697

区 分	金額	説 明
2 納 料	△3,500	千円
3 職員手当等	△1,616	
11 需用費	△700	
13 委託料	△25	
14 使用料及び 賃借料	913	
		1 人件費(小学校・学校管理費)【職員課】 △5,116
		2 納料 △3,500
		3 職員手当等 一般職給 △3,500
		4 地域手当 △279
		5 通勤手当 △300
		11 期末勤勉手当 △1,037
		2 小学校管理事業【施設管理課】 △700
		11 需用費 △700
		5 光熱水費 △700
		30 学校配置コンピュータ管理事業(小学校)【教育センター】 △1,175
		13 委託料 △1,175
		1 委託料 コンピュータ等保守管理委託 △1,175
		60 学校配置コンピュータ整備事業(小学校)【教育センター】 △1,175
		13 委託料 △1,175
		1 委託料 教育情報化支援業務委託他 △1,150
		14 使用料及び賃借料 △1,150
		1 使用料 913
		2 納料 △240
		1 人件費(中学校・学校管理費)【職員課】 △736
		2 納料 △240
		3 職員手当等 △496
		4 一般職給 △240
		5 職員手当等 △496
		6 一般職給 △496
		7 期末勤勉手当 △496
		8 需用費 △9,197
		9 委託料 △2,609
		10 使用料及び 賃借料 845
		20 学校配置コンピュータ管理事業(中学校)【教育センター】 △1,398
		13 委託料 △1,398
		1 委託料 コンピュータ等保守管理委託 △1,398
		60 学校配置コンピュータ整備事業(中学校)【教育センター】 △366
		13 委託料 △1,211
		1 委託料 教育情報化支援業務委託他 △1,211

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

科 目 項	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
10 3	1[学校管理費]	376,116	△11,581	364,535	府支出金 △7,212 一般財源 △4,369
4	幼稚園費	274,924	△764	274,160	一般財源 △764
1	幼稚園費	274,924	△764	274,160	一般財源 △764
2	幼稚園施設費	101,192	△10,817	90,375	府支出金 △7,212 一般財源 △3,605
5	社会教育総務費	1,070,425	△3,365	1,067,060	一般財源 △3,365
1	社会教育総務費	565,207	△708	564,499	一般財源 △708
2	公民館費	14,936	△554	14,382	一般財源 △554
6	生涯学習費	89,754	△985	88,769	一般財源 △985
9	文化・交流センター費	69,359	△1,118	68,241	一般財源 △1,118
6	保健体育費	649,855	△350	649,505	一般財源 △350
1	保健体育総務費	106,161	△350	105,811	一般財源 △350
11	災害復旧費	140,000	0	140,000	分担金及び負担金 346 国庫支出金 18,537 市債 81,800

区分	金額 千円	説明	
		14 極用料及び賞借料	千円 845
		1 使用料	845
2 納料	△210	1 人件費(幼稚園費)【職員課】 2 納料	△764
3 職員手当等	△554	2 一般職給 一般職給 3 職員手当等 11 期末勤勉手当	△210 △554 △554
19 負担金補助 及び交付金	△10,817	50 認定こども園施設整備費補助事業【幼児育成課】 19 負担金補助及び交付金 2 補助金 施設整備費補助金	△10,817 △10,817 △10,817
2 納料	△708	1 人件費(社会教育総務費)【職員課】 2 納料 2 一般職給 一般職給	△708 △708 △708
13 委託料	△554	51 西南公民館管理事業(臨時)【生涯学習課】 13 委託料 1 委託料 基本構想検定委託	△554 △554 △554
8 報償費	△400	2 生涯学習推進事業【生涯学習課】 8 報償費	△400
15 工事請負費	△585	1 報償金 講師謝礼	△400
		53 東生涯学習センター管理事業(臨時)【生涯学習課】	△585
		15 工事請負費 1 工事請負費 施設改修工事	△585 △585
19 負担金補助 及び交付金	△1,118	1 文化・交流センター管理運営事業【生涯学習課】 19 負担金補助及び交付金 1 負担金 共益費	△1,118 △1,118 △1,118
13 委託料	△350	6 児童・生徒・教職員健康管理事業【学校生活支援課】 13 委託料 1 委託料 児童・生徒・教職員健康診断等委託	△350 △350 △350

(款) 11 災害復旧費

(項) 1 災害応急対策費

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
11 1 災害応急対策費	140,000	△107,250	32,750	一般財源 △100,683 一般財源 △107,250
1 災害応急対策費	140,000	△107,250	32,750	一般財源 △107,250
2 農林水産業施設災害復旧費	0	34,143	34,143	分担金及び負担金 346 国庫支出金 15,585 市債 11,800 一般財源 6,412
1 農林水産業施設災害復旧費	0	34,143	34,143	分担金及び負担金 346 国庫支出金 15,585 市債 11,800 一般財源 6,412
3 公共土木施設災害復旧費	0	73,107	73,107	国庫支出金 2,952 市債 70,000 一般財源 155
1 公共土木施設災害復旧費	0	73,107	73,107	国庫支出金 2,952 市債 70,000 一般財源 155
12 公 債 費	2,804,122	△66,001	2,738,121	一般財源 △66,001
1 公 債 費	2,804,122	△66,001	2,738,121	一般財源 △66,001
1 元 金	2,352,648	7,448	2,360,096	一般財源 7,448
2 利 子	451,474	△73,449	378,025	一般財源 △73,449

区 分	金 额	説 明
	千円	千円
3 職員手当等	△2,650	50 災害応急対策事業【市民安全政策課】 3 職員手当等
11 需 用 費	△1,000	9 時間外及び休日勤務手当 11 需 用 費
15 工 事 諸 費	△103,100	6 修 繕 料 15 工事諸費用 15 工事諸費用 16 原 材 料 費
	△500	応急復旧各種修繕 △1,000 △103,100 △103,100 △500
15 工 事 諸 費	34,143	50 災害復旧事業(農林水産業施設)【市民安全政策課】 15 工事諸費用 1 工事諸費用 災害復旧工事
		34,143 34,143 34,143 34,143
15 工 事 諸 費	73,107	50 災害復旧事業(公共土木施設)【市民安全政策課】 15 工事諸費用 1 工事諸費用 災害復旧工事
		73,107 73,107 73,107
23 債還金利子 及 び 割引料	7,448	1 公債費元金償還事業【財政経営課】 23 債還金利子及び割引料 1 債還金 財務省 (独法)郵便貯金・簡易生命保険管理機構
		7,448 7,448 6,547 7,448
23 債還金利子 及 び 割引料	△73,449	2 公債費利子償還事業【財政経営課】 23 債還金利子及び割引料 2 利子及び割引料 財務省 市中銀行 (独法)郵便貯金・簡易生命保険管理機構 地方公共団体金融機構 一時借入金利子
		△73,449 △73,449 △68,983 △126 △2,013 △724 △1,603
		(原) 1 公債費 (原) 1 公債費

(収) 13 諸支出金
(項) 1 諸費

款 項	科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	合 計 千円	補正額の財源内訳 千円
13 諸 支 出 金		62,565	39,382	101,947	一般財源 39,382
1 諸 費		62,565	39,382	101,947	一般財源 39,382
2 諸 費		61,815	39,382	101,197	一般財源 39,382

区 分	金額	説 明
		千円
23 債還金利子 及び割引料	39,382	
		53 國庫負担金等返還事業【障害福祉課】 △930
		23 債還金利子及び割引料 △930
		1 債還金 △930
		平成25年度障害者自立支援給付費等負担 △930
		金返還金他
		56 同和更生資金府貸付金返還事業【健康福祉政策課】 11
		23 債還金利子及び割引料 11
		1 債還金 11
		同和更生資金府貸返還金 11
		57 國庫負担金等返還事業【生活福祉課】 31,537
		23 債還金利子及び割引料 31,537
		1 債還金 31,537
		平成25年度生活保護費國庫負担金返還金 31,537
		他
		58 府補助金返還事業【幼児育成課】 8,764
		23 債還金利子及び割引料 8,764
		1 債還金 8,764
		平成25年度安心こども基金特別対策事業 8,764
		費府補助金返還金他

(款) 13 諸支出金
(項) 1 諸費

給 与 費

1 特別職

区分	職員数 (人)	給		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)
補正後				
長等	3		27,648	12,542 4.05
議員	23	160,069		64,826 4.05
その他の特別職	1,563	243,162		
計	1,589	403,231	27,648	77,368
長等	3		27,648	12,542 4.05
議員	23	160,069		64,826 4.05
補正前				
その他の特別職	1,655	247,634		
計	1,681	407,703	27,648	77,368
長等				
議員				
比較				
その他の特別職	△ 92	△ 4,472		
計	△ 92	△ 4,472		

明 細 書

地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)	共 濟 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
3,354		43,544	7,007	50,551	
		224,895	83,364	308,259	
		243,162	13,622	256,784	
3,354		511,601	103,993	615,594	
3,354		43,544	7,007	50,551	
		224,895	83,364	308,259	
		247,634	13,622	261,256	
3,354		516,073	103,993	620,066	
		△ 4,472		△ 4,472	
		△ 4,472		△ 4,472	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)
補正後	(151) 896		3,768,896	3,852,815
補正前	(155) 890		3,781,582	3,460,018
比較	(△ 4) 6		△ 12,686	392,797

職員手当
の内訳

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)
補正後	104,599	261,211
補正前	104,599	264,015
比較		△ 2,804

区分	時間外及び休日勤務手当(千円)	住居手当 (千円)
補正後	255,423	57,325
補正前	264,289	57,425
比較	△ 8,866	△ 100

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

費 計 (千円)	共 濟 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
7,621,711	1,271,507	8,893,218	
7,241,600	1,274,229	8,515,829	
380,111	△ 2,722	377,389	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
500,985	77,270	30,416	7,012
504,232	78,818	30,416	7,012
△ 3,247	△ 1,548		

期 末 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	单 身 赴 任 手 当 (千円)
1,554,450	1,002,674	1,450
1,566,934	580,828	1,450
△ 12,484	421,846	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	
給料	△ 12,686	1 その他の増減分	△ 12,686
職員手当	392,797	1 その他の増減分	392,797

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説明	備考
新陳代謝に係る増加分 所属会計変更等に係る増加分 育児休業等に係る減分 △ 14,012 千円	職員数の異動状況 〔現在在職する〕 (その他) (計) 補正後 896(151)人 ()人 896(151)人 補正前 890(155)人 ()人 890(155)人 比 較 6(△ 4)人 ()人 6(△ 4)人
管理職手当	△ 2,804 千円
地域手当	△ 3,247 千円
通勤手当	△ 1,548 千円
時間外及び休日勤務手当	△ 8,866 千円
住居手当	△ 100 千円
期末勤勉手当	△ 12,484 千円
退職手当	421,846 千円

継続費についての前前年度末までの支出額、
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の

款 項	事 業 名	年 度	全 体 計		
			左 の 財		國府支 出 金
			補 正 區 分	年 割 額	
2 総務費	2 徴税費用	平成25年度 (2013年度)	補正前	3,833	千円
			補正後	3,833	千円
2 総務費	2 徴税費用	平成26年度 (2014年度)	補正前	4,673	
			補正後	△ 1,595	
2 総務費	2 徴税費用	計	補正前	8,506	
			補正後	△ 1,595	
2 総務費	2 徴税費用		補正前	6,911	
			補正後		

前年度末までの支出額
進行状況等に関する調書

内訳		前前年度 末までの 支出額	前 年 度 未までの 支出額	当該年 度支 出予 定額	当該年度末 までの支 出予 定額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に對 する進捗率 %
源 源	その他	一般財源	支 出 額	支 出 額	予 定 額	支 出 予 定 額	%
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
	3,833			3,066	767	3,833	55.5
	3,833			3,066	767	3,833	55.5
	4,673			4,673	4,673		54.9
	△ 1,595			△ 1,595	△ 1,595		
	3,078			3,078	3,078		44.5
	8,506			3,066	5,440	8,506	100.0
	△ 1,595			△ 1,595	△ 1,595		
	6,911			3,066	3,845	6,911	100.0

款 項	事業 名	年 度	補正区分	年割額	全	
					国府支出金	特定財
					千円	千円
			補正前	461,146	228,073	205,200
平成25年度 (2013年度)			補正			
			補正後	461,146	228,073	205,200
平成26年度 (2014年度)			補正前	207,502	100,000	90,000
			補正	73,546	△ 52,440	113,300
			補正後	281,048	47,560	203,300
平成27年度 (2015年度)			補正前	306,502	152,000	136,800
			補正	514,669	254,835	218,300
			補正後	821,171	406,835	355,100
北大阪急行線 (延伸設計事業 (継続費))			補正前	439,502	218,500	179,100
平成28年度 (2016年度)			補正	△ 267,217	△ 133,608	△ 102,700
			補正後	172,285	84,892	76,400
平成29年度 (2017年度)			補正前	323,502	160,500	110,700
			補正	△ 321,001	△ 160,500	△ 110,700
			補正後	2,501		
計			補正前	1,738,154	859,073	721,800
			補正	△ 3	△ 91,713	118,200
			補正後	1,738,151	767,360	840,000

画面		前年度 末までの 支出額	前 年 度 末までの 支出額	当該年 度支 出予 定額	当該年度末 までの支 出予 定額	翌年度以 降支 出予 定額	継続費の 総額に對 する進捗率 %
源 内 訳	一般財源	千円	千円	千円	千円	千円	%
その他	一般財源	27,873		461,146	461,146		26.5
				461,146	461,146		26.5
27,873				461,146	461,146		26.5
17,502				207,502	207,502		12.0
12,686				73,546	73,546		
30,188				281,048	281,048		16.2
17,702					306,502		17.6
41,534					514,669		
59,236					821,171		47.3
41,902					439,502		25.3
△ 30,909					△ 267,217		
10,993					172,285		9.9
52,302					323,502		18.6
△ 49,801					△ 321,001		
2,501					2,501		0.1
157,281				668,648	668,648	1,069,506	100.0
△ 26,490				73,546	73,546	△ 73,549	
130,791				742,194	742,194	995,957	100.0

縦 越 明 許 費 説 明 書

(款) 2 総務費
 (項) 1 総務管理費
 (目) 5 財産管理費
 (事業名) 牧落交番移転整備事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		縦 越 事 由
			補 正 前	補 正 後	
13 委託料	委託料	9,154	千円	千円	牧落交番移転整備事業において、全国的な建設工事技術者の不足の影響等により、工事の竣工予定が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
15 工事請負費	工事請負費	60,990	千円	60,990	
19 負担金補助及び交付金	負 担 金	360	千円	360	
	計	70,504	千円	64,936	

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(目) 3 大阪府議会議員選挙費

(事業名) 大阪府議会議員選挙事業

節	細節	予算額	左のうち		線越事由
			補正前	補正後	
8 報償費	報償金	184	千円	千円	平成27年4月12日執行予定の大阪府議会議員選挙において、ポスター掲示場設置・撤収委託他が平成27年度まで継続することに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
9 旅費	費用弁償	9			
10 消耗品費	普通旅費	9			
11 需用費	消耗品費	2,235		394	
12 役務費	通信運搬費	7,290			
13 委託料	委託料	12,165		11,627	
14 使用料及び賃借料	使用料 賃借料	312 838		838	
計		24,976		12,859	

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(目) 2 道路維持・交通安全施設整備事業費

(事業名) 道路安全対策事業

-162-

節 細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
		補 正 前	補 正 後	
13 委託料委託料	千円 23,324	千円	千円	道路安全対策事業において、関係者との協議において、日時を要したことに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
15 工事請負費	工事請負費 127,507		55,000	
22 捕償補填金及び賠償金	捕 償 金 1,621			
計	152,452		55,000	

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(目) 5 地域整備推進費

(事業名) 船場地区自転車駐車場整備事業

節	細 節	左 の う ち		縫 越 事 由	
		予 算 額	補 正 前	補 正 後	
13 委 託 料 委 託 料		千円	千円	千円	船場地区自転車駐車場整備事業において、関係者との協議に日時を要したこととに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
	計	35,000	17,000	17,000	

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費
(目) 5 地域整備推進費
(事業名) 船場地区歩行者デッキ整備事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		緑 越 事 由
			補 正 前	補 正 後	
		千円	千円	千円	船場地区歩行者デッキ整備事業において、関係者との協議に日時を要したことに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
13 委 託 料 委 託 料		21,000		6,000	
	計	21,000		6,000	

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(目) 6 街路事業費

(事業名) 都計道路桜井石橋線道路改良事業

節	細節	予算額	左のうち		繰越事由
			補正前	補正後	
13 委託料	委託料	5,040	千円	千円	都計道路桜井石橋線道路改良事業において、地元関係者との協議に日時を要したことに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
15 工事請負費	工事請負費	35,000		35,000	
17 公有財産費	土地購入費	165,432			
	計	205,472		35,000	

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(目) 7 都市公園費

(事業名) 中央公園整備事業

-166-

節	細節	予算額	左のうち		繰越事由
			補正前	補正後	
12 役務費	手数料	千円 75	千円 75	千円 75	中央公園整備事業において、地権者との協議に日時を要したことにより、必要経費を翌年度において使用するため。
13 委託料	委託料	743	743	743	
17 公有財産費	土地購入費	169,257	169,257	169,257	
	計	170,075		170,075	

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(目) 3 教育指導費

(事業名) 箕面学力・体力・生活状況総合調査実施事業

節	細節	左のうち		理由 その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの	
		予算額	補正前	補正後	
	消耗品費	千円	千円	千円	箕面学力・体力・生活
11 需用費	印刷製本費	301	140	8,964	状況総合調査実施事業に おいて、システム改修に 日時を要したことに伴い、 必要経費を翌年度において 使用するため。
13 委託料	委託料	32,679			
	計	33,120		8,964	

(款) 10 教育費
 (項) 1 教育総務費
 (目) 3 教育指導費
 (事業名) 箕面森町地域認定こども園運営法人選考事業

節	細節	予算額	左のうち		繰越事由
			補正前	補正後	
8 報償費報償金		千円	千円	千円	箕面森町地域認定こども園運営法人選考事業において、関係機関との協議及び選考基準の策定等に日時を要したことに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
9 旅費	費用弁償	304		304	
	特別旅費	140		140	
	計	546		546	

(款) 10 教育費
 (項) 2 小学校費
 (目) 1 学校管理費
 (事業名) 学校配置コンピュータ整備事業（小学校）

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			そ の 性 質 上 繰 り 越 さ な け れば な く な る と 予 想 さ れ る も の	補 正 前	
13 委 託 料	委 託 料	9,721	千円	千円	千円
14 使用料及び賃借料	使 用 料	12,287		12,287	学校配置コンピュータ整備事業（小学校）において、デジタル教科書ソフトの発売時期が変更となり、納品が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
15 工事請負費	工 事 請 負 費	97,380			
18 備品購入費	教 材 教 具 費	140,540			
	計	259,928		15,593	

(款) 10 教育費
 (項) 3 中学校費
 (目) 1 学校管理費
 (事業名) 学校配置コンピュータ整備事業 (中学校)

節	細節	左のうち		理由	
		予算額	補正前	補正後	
13 委託料	委託料	千円	千円	千円	学校配置コンピュータ整備事業 (中学校) において、デジタル教科書ソフ
14 使用料及び賃借料	使用料	4,503	551	2,048	フトの発売時期が変更となり、納品が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
15 工事請負費	工事請負費	8,427	64,920		
18 備品購入費	教材教具費	93,191			
	計	171,041		2,599	

(款) 11 災害復旧費
 (項) 2 農林水産業施設災害復旧費
 (目) 1 農林水産業施設災害復旧費
 (事業名) 災害復旧事業(農林水産業施設)

節	細節	予算額	左のうち		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	災害復旧事業(農林水産業施設)において、関係者との協議に日時を要したこととに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
15 工事請負費	工事請負費	34,143		12,080	
	計	34,143		12,080	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	補 正	前 前 年 度 未 現 在 高	前 年 度 未 現 在 高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現 在 高 見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普 通 債	補正前	11,867,937	12,711,988	(1,131,800)	212,000	1,091,212
	補 正			166,400		12,964,576
	補正後	11,867,937	12,711,988	378,400	1,091,212	13,130,976
(3) 道 路・街 路	補正前	408,378	569,087	122,000	23,302	1,521,785
	補 正			53,100		53,100
	補正後	408,378	569,087	175,100	23,302	1,574,885
(12) そ の 他	補正前	3,324,693	2,673,900	90,000	340,202	2,628,898
	補 正			113,300		113,300
	補正後	3,324,693	2,673,900	203,300	340,202	2,742,198
2 災 害 復旧 債	補正前					
	補 正			81,800		81,800
(1) 公 共 土 木 施 設	補正前			81,800		81,800
	補 正			70,000		70,000
	補正後			70,000		70,000
(2) 農 林 水 産 業 施 設	補正前			11,800		11,800
	補 正			11,800		11,800
3 そ の 他	補正前	16,431,255	16,608,651	1,395,862	1,261,436	16,743,077
	補 正			271,300	7,448	263,852
	補正後	16,431,255	16,608,651	1,667,162	1,268,884	17,006,929
(1) 減 税 补てん 債	補正前	2,417,281	1,947,680		474,994	1,472,686
	補 正				901	△ 901
	補正後	2,417,281	1,947,680		475,895	1,471,785
(2) 臨 時 財 政 対 策 債	補正前	14,013,974	14,660,971	1,395,862	786,442	15,270,391
	補 正			271,300	6,547	264,753
合 計	補正前	14,013,974	14,660,971	1,667,162	792,989	15,535,144
	補 正	28,299,192	29,320,639	(1,131,800)	1,607,862	2,352,648
				519,500	7,448	512,052
	補正後	28,299,192	29,320,639	2,127,362	2,360,096	30,219,705

(注) 当該年度中起債見込額欄の()は前年度からの繰越分(外書き)である。
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

第32号議案

平成26年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第5号）

平成26年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算（第5号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241,183千円を追加し、歳入歳出
それぞれ16,380,646千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月27日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

-174-

歳 入 款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 国 庫 支 出 金		2,823,662	△2,641	2,821,021
6 府 支 出 金	1 国 庫 負 担 金	2,479,125	△2,641	2,476,484
	1 府 負 担 金	813,839	△2,641	811,198
9 繰 入 金	1 他 会 計 繰 入 金	1,000,823	457,630	1,458,453
10 諸 収 入	1 雜 入	2,226,082	△211,165	2,014,917
				16,380,646
歳 入 合 計		16,139,463	241,183	

歳出				
款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
7 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	1,725,295	△113,754	1,611,541
8 保 健 事 業 費	2 特定健康診査等事業費	142,520	△18,221	124,299
10 諸 支 出 金	1 債還金及び還付加算金	17,471	97,563	115,034
11 予 備 費	1 予 備 費	2,000	275,595	277,595
歳出合計		16,139,463	241,183	16,380,646

平成 26 年度
(2014年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第5号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 国民健康保険料	3,852,834	0	3,852,834
2 使用料及び手数料	815	0	815
3 国庫支出金	2,823,662	△2,641	2,821,021
4 療養給付費等交付金	355,021	0	355,021
5 前期高齢者交付金	3,752,273	0	3,752,273
6 府支外出金	813,839	△2,641	811,198
7 共同事業交付金	1,314,113	0	1,314,113
8 財産収入	1	0	1
9 繰入金	1,000,823	457,630	1,458,453
10 諸収入	2,226,082	△211,165	2,014,917
歳入合計	16,139,463	241,183	16,380,646

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	208,337	0	208,337
2 保険給付費	9,419,357	0	9,419,357
3 後期高齢者支援金等	1,881,414	0	1,881,414
4 前期高齢者納付金等	1,493	0	1,493
5 老人保健拠出金	62	0	62
6 介護納付金	732,943	0	732,943
7 共同事業拠出金	1,725,295	△113,754	1,611,541
8 保健事業費	142,520	△18,221	124,299
9 基本金積立金	1	0	1
10 諸支出手金	17,471	97,563	115,034
11 予備費	2,000	275,595	277,595
12 緑上充用金	2,008,570	0	2,008,570
歳出合計	16,139,463	241,183	16,380,646

補 正 額 の 財 源 内 訳			—般財源 千円
特 定	地 方 費	そ の 他	
国 府 支 出 金 千円	地 方 費 千円	そ の 他 千円	
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
△5,282	0	0	△12,939
0	0	0	0
0	0	0	97,563
0	0	0	275,595
0	0	0	0
△5,282	0	0	246,465

2歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

款項	科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 国 庫 支 出 金		2,823,662	△2,641	2,821,021
1 国 庫 負 担 金		2,479,125	△2,641	2,476,484
3 特定健康診査等負担金		19,204	△2,641	16,563
6 府 支 出 金		813,839	△2,641	811,198
1 府 負 担 金		101,565	△2,641	98,924
2 特定健康診査等負担金		19,204	△2,641	16,563
9 繼 入 金		1,000,823	457,630	1,458,453
1 他 会 計 繼 入 金		1,000,823	457,630	1,458,453
1 — 一般会計 繼 入 金		1,000,823	457,630	1,458,453
10 諸 収 入		2,226,082	△211,165	2,014,917
1 雜 入		2,226,082	△211,165	2,014,917
9 雜 入		211,176	△211,165	11

区 分	金 額	説 明
	千円	千円
1 特定健康診査等負担金	△2,641	1 特定健康診査等負担金 補正後 16,563,000円－補正前 19,204,000円
1 特定健康診査等負担金	△2,641	1 特定健康診査等負担金 補正後 16,563,000円－補正前 19,204,000円
1 保険基盤安定繰入金	75,420	1 保険料軽減繰入金 補正後 492,178,000円－補正前 433,473,000円
4 財政安定化支援事業費繰入金	41,724	2 保険者支援繰入金 補正後 114,853,000円－補正前 98,138,000円
5 そ の 他	340,486	1 財政安定化支援事業費繰入金 補正後 121,106,000円－補正前 79,382,000円
1 雜 入	△211,165	1 その他一般会計繰入金 補正後 466,395,000円－補正前 125,909,000円
		1 雜収入 0円－補正前 211,165,000円

(款) 10 諸収入
(項) 1 雜入

3歳出

(款) 7 共同事業拠出金

(項) 1 共同事業拠出金

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款 項	千円	千円	千円	千円
7 共同事業拠出金	1,725,295	△113,754	1,611,541	一般財源 △113,754
1 共同事業拠出金	1,725,295	△113,754	1,611,541	一般財源 △113,754
1 高額医療費金	329,448	△24,998	304,450	一般財源 △24,998
4 保険財政共同安定化事業拠出金	1,395,646	△88,756	1,306,890	一般財源 △88,756
8 保健事業費	142,520	△18,221	124,299	国庫支出金 △2,641 府支出金 △2,641 一般財源 △12,939
2 特定健康診査等事業費	110,456	△18,221	92,235	国庫支出金 △2,641 府支出金 △2,641 一般財源 △12,939
1 特定健康診査等事業費	110,456	△18,221	92,235	国庫支出金 △2,641 府支出金 △2,641 一般財源 △12,939
10 諸支出金	17,471	97,563	115,034	一般財源 97,563
1 償還金及び還付加算金	17,471	97,563	115,034	一般財源 97,563
3 諸費用	3,371	97,563	100,934	一般財源 97,563
11 予備費	2,000	275,595	277,595	一般財源 275,595
1 予備費	2,000	275,595	277,595	一般財源 275,595

区分	金額 千円	説明	明 千円
19 負担金補助 及び交付金	△24,998	32 保険給付事業（共同事業拠出金）【国保年金課】 19 負担金補助及び交付金 5 拠出金 高額医療費 △24,998	△24,998 △24,998
19 負担金補助 及び交付金	△88,756	35 保険給付事業（保険財政共同安定化事業拠出金）【国保年金課】 19 負担金補助及び交付金 5 拠出金 保険財政共同安定化事業費 △88,756	△88,756 △88,756
13 委託料	△18,221	39 特定健康診査実施事業（受診管理）【国保年金課】 13 委託料 1 委託料 特定健康診査委託 △17,541 △17,541 △17,541	△17,541 △17,541 △17,541
		40 特定健康診査実施事業（保健指導）【健康増進課】 13 委託料 1 委託料 特定保健指導委託 △680 △680 △680	△680 △680 △680
23 債還金利子 及び割引料	97,563	43 諸支出金事業（諸費）【国保年金課】 23 債還金利子及び割引料 1 債還金 国費等返還金 97,563	97,563 97,563 97,563

第33号議案

平成26年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第4号）

平成26年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶽入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31,564千円を減額し、歳入歳出それぞれ8,865,731千円とする。

2 嶽入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶽入歳出予算補正」による。

平成27年2月27日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 岐入歳出予算補正

-188-

歳 入 款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 国 庫 支 出 金		1,719,990	△12,198	1,707,792
	2 国 庫 换 助 金	237,097	△12,198	224,899
4 支 払 基 金 交 付 金		2,403,677	△3,287	2,400,390
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,403,677	△3,287	2,400,390
5 府 支 出 金		1,231,715	△6,099	1,225,616
	2 府 换 助 金	37,433	△6,099	31,334
6 財 産 収 入		1	556	557
	1 財 産 運 用 収 入	1	556	557
7 繰 入 金		1,495,060	△10,657	1,484,403
	1 他 会 計 繰 入 金	1,347,411	△10,657	1,336,754
9 諸 収 入		186	121	307
	2 市 預 金 利 子	1	121	122
歳 入 合 計		8,897,295	△31,564	8,865,731

歳出		補正前の額		補正額		計	
	款項	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費		280,574		△4,437		276,137	
3 地域支援事業費	3 介護認定審査会費	88,908		△4,437		84,471	
		205,681		△35,038		170,643	
4 基金積立金	1 介護予防事業費	42,529		△11,332		31,197	
	2 包括的支援事業費 及び任意事業費	163,152		△23,706		139,446	
	1 基金積立金	147,280		7,911		155,191	
歳出合計		8,897,295		△31,564		8,865,731	

平成 26 年度
(2014年度)

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算(第4号) 説明書

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 紹 書

1 総 括

歳 入

款	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 保 険 料	1,878,580	0	1,878,580
2 使 用 料 及 び 手 数 料	121	0	121
3 国 庫 支 出 金	1,719,990	△12,198	1,707,792
4 支 払 基 金 交 付 金	2,403,677	△3,287	2,400,390
5 府 支 出 金	1,231,715	△6,099	1,225,616
6 財 産 収 入	1	556	557
7 繰 入 金	1,495,060	△10,657	1,484,403
8 繰 越 金	167,965	0	167,965
9 諸 収 入	186	121	307
歳 入 合 計	8,897,295	△31,564	8,865,731

歳出

款	補正前の額	補正額	計
			千円
1 総務費	280,574	△4,437	276,137
2 保険給付費	8,234,887	0	8,234,887
3 地域支援事業費	205,681	△35,038	170,643
4 基本金積立金	147,280	7,911	155,191
5 諸支出金	26,873	0	26,873
6 予備費	2,000	0	2,000
歳出合計	8,897,295	△31,564	8,865,731

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定	定 方 債	財 源	一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	△4,437
0	0	0	0
△18,297	0	△3,287	△13,454
0	0	556	7,355
0	0	0	0
0	0	0	0
△18,297	0	△2,731	△10,536

2 總 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		千円 1,719,990	千円 △12,198	千円 1,707,792
2 国 庫 换 助 金		237,097		△12,198 224,899
2 地 域 支 援 事 業 交 付 金		74,867	△12,198	62,669
4 支 払 基 金 交 付 金		2,403,677	△3,287	2,400,390
1 支 払 基 金 交 付 金		2,403,677	△3,287	2,400,390
2 地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金		12,090	△3,287	8,803
5 府 支 出 金		1,231,715	△6,099	1,225,616
2 府 補 助 金		37,433	△6,099	31,334
1 地 域 支 援 事 業 交 付 金		37,433	△6,099	31,334
6 財 產 収 入		1	556	557
1 財 產 運 用 収 入		1	556	557
1 基 金 収 益 金		1	556	557
7 繼 入 金		1,495,060	△10,657	1,484,403
1 他 会 計 繼 入 金		1,347,411	△10,657	1,336,754
1 一 般 会 計 繼 入 金		1,347,411	△10,657	1,336,754
9 諸 収 入		186	121	307
2 市 預 金 利 子		1	121	122

区 分	金 額	説 明
		千円
1 介護予防事業費 交 付 金	△2,833	1 現年度分 補正後 7,589,000円－補正前 10,422,000円 △2,833
2 包括的支援事業 及び任意事業費 交 付 金	△9,365	1 現年度分 補正後 55,080,000円－補正前 64,445,000円 △9,365
1 現 年 度 分	△3,287	1 現年度分 補正後 8,803,000円－補正前 12,090,000円 △3,287
1 介護予防事業費 交 付 金	△1,417	1 現年度分 補正後 3,794,000円－補正前 5,211,000円 △1,417
2 包括的支援事業 及び任意事業費 交 付 金	△4,682	1 現年度分 補正後 27,540,000円－補正前 32,222,000円 △4,682
1 介護保険給付費 準備基 金 運 用 収 入	556	1 介護保険給付費準備基金運用収入 補正後 557,000円－補正前 1,000円 556
2 地域支援事業 緑 入 金	△6,099	1 介護予防費織入金 補正後 3,794,000円－補正前 5,211,000円 2 包括的支援事業及び任意事業費織入金 補正後 27,540,000円－補正前 32,222,000円 △4,682
3 職員給与費等 緑 入 金	△4,558	1 職員給与費等織入金 補正後 276,060,000円－補正前 280,618,000円 △4,558

(収) 9 諸収入
(項) 2 市預金利子

款 項	科 目	補正前の額		計
		千円	千円	
9 2	1 市 預 金 利 子	1	121	122

区 分	金 額	説 明
1 市 預 金 利 子	千円 121	1 金融機関預金利子 補正後 122,000円—補正前 1,000円 千円 121

(収) 9 諸収入
(支) 2 市預金利子

3歳出		補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款項	科目				
1 総務費		280,574	△4,437	276,137	一般財源 △4,437
(項) 3 介護認定審査会費		88,908	△4,437	84,471	一般財源 △4,437
3 介護認定審査会費		49,958	△1,881	48,077	一般財源 △1,881
1 介護認定審査会費					
2 認定調査等費		38,950	△2,556	36,394	一般財源 △2,556
3 地域支援事業費		205,681	△35,038	170,643	国庫支出金 △12,198 支払基金交付金 △3,287 府支出金 △6,099 一般財源 △13,454
1 介護予防事業費		42,529	△11,332	31,197	国庫支出金 △2,833 支払基金交付金 △3,287 府支出金 △1,417 一般財源 △3,795
1 一 次 予 防 費		15,531	△5,822	9,709	国庫支出金 △1,455 支払基金交付金 △1,688 府支出金 △728 一般財源 △1,951
2 一 次 予 防 費		26,998	△5,510	21,488	国庫支出金 △1,378 支払基金交付金 △1,599 府支出金 △689 一般財源 △1,844
2 包括的支援事業及び任意事業費		163,152	△23,706	139,446	国庫支出金 △9,365 府支出金 △4,682 一般財源 △9,659
1 包括的支援事業費		104,432	△96	104,336	国庫支出金 △38 府支出金 △19 一般財源 △39
2 任 意 事 業 費		58,720	△23,610	35,110	国庫支出金 △9,327 府支出金 △4,663 一般財源 △9,620

区 分	金 額	説 明
		千円
1 報 酬	△977	10 介護認定審査会事業【介護・認定担当】 1 報 酬 3 非常勤職員報酬 介護認定審査会委員 △977
12 役 務 費	△904	12 役 務 費 3 手 紗 料 △904
13 委 託 料	△2,556	11 認定調査事業【介護・認定担当】 △2,556 13 委 託 料 1 委 託 料 要介護認定調査業務委託 △2,556
1 報 酉	△41	60 介護予防施策事業(二次予防)【高齢福祉課】 1 報 酉 3 非常勤職員報酬 介護士 △41
9 旅 費	△3	9 旅 費 △41
13 委 託 料	△5,778	1 費用弁償 13 委 託 料 1 委 託 料 二次予防事業対象者把握業務委託他 △5,778 △5,778
13 委 託 料	△5,510	61 介護予防施策事業(一次予防)【高齢福祉課】 13 委 託 料 1 委 託 料 介護予防普及啓発事業等委託 △5,510 △5,510
13 委 託 料	△96	63 地域包括支援センター運営事業【高齢福祉課】 13 委 託 料 1 委 託 料 包括的支援事業等委託 △96 △96
8 報 償 費	△60	64 高齢者自立支援事業【高齢福祉課】 8 報 償 費 1 報 儲 金 講師謝礼 △60 △60
9 旅 費	△24	

(新) 3 地域支援事業費
(現) 2 包括的支援事業及び任意

(款) 3 地域支援事業費
 (項) 2 包括的支援事業及び任意事業費

科	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款 項	目				
3	2 [任意事業費]				
4	基金積立金	147,280	7,911	155,191	財産収入 556 一般財源 7,355
1	基金積立金	147,280	7,911	155,191	財産収入 556 一般財源 7,355
1	介護保険給付準備積立金	147,280	7,911	155,191	財産収入 556 一般財源 7,355

分 類	金 額	説 明
12 役務費	△1,000 千円	9 旅費 2 普通旅費 △24 △24
13 委託料	△400	12 役務費 △1,000
20 扶助費	△22,126	3 手数料 13 委託料 1 委託料 親族調査業務委託他 △400 △22,126 △400
		20 扶助費 1 扶助費 △672 △22,126 △400
		成年後見制度報酬給付費 紙おむつ給付費 △21,454
25 積立金	7,911	50 介護保険給付費準備基金積立事業【介護・福祉医療課】 7,911
		25 積立金 16 介護保険給付費準備基金積立金 7,911 7,911

(款) 4 基金積立金
(項) 1 基金積立金

給与費

1 特別職

-204-

区分	職員数 (人)	給		期末手当 (千円) (月分)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	
補正後	長等			
	議員			
	その他の特別職	62	37,636	
	計	62	37,636	
	長等			
	議員			
補正前	その他の特別職	62	38,654	
	計	62	38,654	
	長等			
比較	議員			
	その他の特別職	△ 1,018		
	計	△ 1,018		

明細書

地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
37,636		3,250		40,886	
37,636		3,250		40,886	
38,654		3,250		41,904	
38,654		3,250		41,904	
△ 1,018			△ 1,018		
△ 1,018			△ 1,018		

第34号議案

平成26年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第3号）

平成26年度箕面市の特別会計後期高齢者医療事業費の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ196,663千円を減額し、歳入歳出それぞれ1,816,641千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月27日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 賃入賃出予算補正

歳 入 款		項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 後期高齢者医療保険料		1 後期高齢者医療保険料	1,775,444	△259,855	1,515,589
3 繰 入 金		1 他会計繰入金	235,775	△2,989	232,786
4 繰 越 金		1 繰 越 金	1	64,323	64,324
5 諸 収 入		1 延滞金加算金及び過料	2,003	1,858	3,861
		2 償還金及び還付加算金	1	54	55
		3 市預金利息	1	17	18
歳 入 合 計			2,013,304	△196,663	1,816,641

歳出				
款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	1,979,866	△198,450	1,781,416
3 諸支 出 金	1 債還金及び還附加算金	2,000	1,787	3,787
歳出合計		2,013,304	△196,663	1,816,641

平成26年度
(2014年度)

箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第3号) 説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 後期高齢者医療保険料	1,775,444	△259,855	1,515,589
2 使用料及び手数料	81	0	81
3 繰入金	235,775	△2,989	232,786
4 繰越金	1	64,323	64,324
5 諸収入	2,003	1,858	3,861
歳入合計	2,013,304	△196,663	1,816,641

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 30,938	千円 0	千円 30,938
2 後期高齢者医療納付金	1,979,866	△198,450	1,781,416
3 諸支出金	2,000	1,787	3,787
4 予備費	500	0	500
歳出合計	2,013,304	△196,663	1,816,641

補 正 紙 の 財 源 内 訳

特	定	財	源	一 般 財 源
国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円		千円
0	0	0		0
0	0	△259,801		61,351
0	0	1,787		0
0	0	0		0
0	0	△258,014		61,351

2歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料
(項) 1 後期高齢者医療保険料

科	目	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,775,444 千円	△259,855 千円	1,515,589 千円
1 後期高齢者医療保険料	1 特別徴収保険料	764,456	△157,877	606,579
2 普通徴収保険料		1,010,988	△101,978	909,010
3 繰入	金	235,775	△2,989	232,786
1 他会計繰入金		235,775	△2,989	232,786
1 一般会計繰入金		235,775	△2,989	232,786
4 繰越金		1	64,323	64,324
1 繰越金		1	64,323	64,324
1 前年度繰越金		1	64,323	64,324
5 諸収入		2,003	1,858	3,861
1 延滞金加算金及び過料		1	54	55
1 延滞金	金	1	54	55
2 償還金及び還付加算金		2,000	1,787	3,787
1 保険料還付金		2,000	1,521	3,521
2 還付加算金		0	266	266
3 市預金利子		1	17	18
1 市預金利子		1	17	18

節	区 分	金額 千円	説	明
1 現 年 分	△157,877	1 現年分 補正後	606,579,000円－補正前	764,456,000円 △157,877
1 現 年 分	△101,490	1 現年分 補正後	902,698,000円－補正前	1,004,188,000円 △101,490
2 滞納繰越分	△488	1 滞納繰越分 補正後	6,312,000円－補正前	6,800,000円 △488
1 保険基盤安定 繰 入 金	△2,972	1 保険料率減額入金 補正後	201,449,000円－補正前	204,421,000円 △2,972
2 職員給与費等 繰 入 金	△17	1 職員給与費等繰入金 補正後	31,337,000円－補正前	31,354,000円 △17
1 前年度繰越金	64,323	1 前年度繰越金 補正後	64,324,000円－補正前	1,000円 64,323
1 延 滞 金	54	1 保険料滞納延滞金 補正後	55,000円－補正前	1,000円 54
1 保険料還付金	1,521	1 後期高齢者医療保険料還付金 補正後	3,521,000円－補正前	2,000,000円 1,521
1 還付加算金	266	1 後期高齢者医療広域連合保険料還付加算金		266
1 市預金利子	17	1 金融機関預金利子 補正後	18,000円－補正前	1,000円 17

(収) 5 諸収入
(支) 3 市預金利子

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

科 款 項	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
2 後期高齢者医療広域連合納付金 納 付		1,979,866	△198,450	1,781,416	後期高齢者医療保険料 △259,855 諸収入 54 一般財源 61,351
1 後期高齢者医療広域連合納付金 連 合 納 付 金		1,979,866	△198,450	1,781,416	後期高齢者医療保険料 △259,855 諸収入 54 一般財源 61,351
1 後期高齢者医療広域連合納付金 広域連合納付金		1,979,866	△198,450	1,781,416	後期高齢者医療保険料 △259,855 諸収入 54 一般財源 61,351
3 諸 支 出 金		2,000	1,787	3,787	諸収入 1,787
1 償還金及び還付加算 金		2,000	1,787	3,787	諸収入 1,787
1 保険料還付金		2,000	1,787	3,787	諸収入 1,787

区分	金額 千円	説明	明 千円
19 負担金補助 及び交付金	△198,450	1 後期高齢者医療広域連合納付事業【介護・福祉医療課】 19 負担金補助及び交付金 4 納付金 保険料等納付金 保険基盤安定納付金	△198,450 △198,450 △195,478 △2,972
23 債還金利子 及び割引料	1,787	1 諸支出金事業(保険料還付金)【介護・福祉医療課】 23 債還金利子及び割引料 1 債還金 保険料過誤納還付金 3 還付加算金 還付加算金	1,787 1,787 1,521 266 266

(款) 3 諸支出金
(項) 1 債還金及び還付加算金

第35号議案

平成26年度箕面市病院事業会計補正予算（第4号）

第1条 平成26年度箕面市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度箕面市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
			支 出
第1款 病院事業費用	11,140,792千円	△29,408千円	11,111,384千円
第1項 医業費用	8,734,746千円	39,767千円	8,774,513千円
第3項 介護サービス事業費用	22,356千円	1,144千円	23,500千円
第4項 特別損失	2,178,379千円	△70,319千円	2,108,060千円

第3条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	7,130,016千円	△38,108千円	7,091,908千円
医業費用	4,953,233千円	32,267千円	4,985,500千円
介護サービス事業費用	20,970千円	1,144千円	22,114千円
特別損失	2,155,813千円	△71,519千円	2,084,294千円

平成 27 年 2 月 27 日 提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成 26 年度（2014 年度）箕面市病院事業会計補正予算（第 4 号）説明書

平成26年度(2014年度) 箕面市病院事業会計補正予算実施計画(第4号)

収益的収入及び支出

支出

款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備考
1 病院事業費用			11,140,792	△ 29,408	11,111,384	
1 医業費用			8,734,746	39,767	8,774,513	
	1 給与費	4,953,233		32,267	4,985,500	
	5 資産減耗費	4,949		7,500	12,449	
	3 介護サービス事業費用		22,356	1,144	23,500	
4 特別損失	1 給与費	20,970		1,144	22,114	
		2,178,379	△ 70,319		2,108,060	
	1 その他特別損失	2,178,379	△ 71,519		2,106,860	
	2 貸付金返還免除			1,200	1,200	

平成26年度（2014年度） 箕面市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 2,342,432	29,408	△ 2,313,024
資産減耗費	4,949	7,500	12,449
引当金の増減額	2,358,134	△ 56,419	2,301,715
業務活動によるキャッシュ・フロー ①	780,687	△ 19,511	761,176
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動に伴う流動資産の増減額	△ 8,200	1,200	△ 7,000
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	△ 666,684	1,200	△ 665,484
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	6,334		6,334
4. 資金の増加額 ④=①+②+③	120,337	△ 18,311	102,026
5. 資金期首残高	2,342,611		2,342,611
6. 資金期末残高	2,462,948	△ 18,311	2,444,637

給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計	
	特別職	一般職	報酬	給料	賃金	手当			
補	損益勘定支弁職員	人 1	人 (40) 483	千円 20,142	千円 1,873,418	千円 210,553	千円 4,281,704	千円 6,385,817	千円 688,251 7,074,068
正	資本勘定支弁職員								
後	合計	1	(40) 483	20,142	1,873,418	210,553	4,281,704	6,385,817	688,251 7,074,068
補	損益勘定支弁職員	1	(40) 483	20,142	1,873,418	210,553	4,319,812	6,423,925	688,251 7,112,176
正	資本勘定支弁職員								
前	合計	1	(40) 483	20,142	1,873,418	210,553	4,319,812	6,423,925	688,251 7,112,176
比	損益勘定支弁職員						△ 38,108	△ 38,108	△ 38,108
較	資本勘定支弁職員								
	合計						△ 38,108	△ 38,108	△ 38,108

手当の内訳	区分	扶養手当	管理職手当	地域手当	通勤手当	特殊勤務手当	宿日直手当
	補正後	千円 36,840	千円 79,908	千円 243,943	千円 37,515	千円 527,075	千円 27,547
	補正前	36,840	79,908	243,943	37,515	527,075	27,547
	比較						
	区分	夜間勤務手当	時間外及び 休日勤務手当	住居手当	期末勤勉手当	退職給与金	
	補正後	千円 37,024	千円 165,527	千円 44,625	千円 1,091,191	千円 1,990,509	
	補正前	37,024	165,527	44,625	1,076,091	2,043,717	
	比較				15,100	△ 53,208	

注1) 職員数は、常勤職員数であり、() 内は、短時間勤務職員数（外書き）である。

注2) 法定福利費には、賞与引当金繰入額及び特別損失を含む。

注3) 期末勤勉手当には、賞与引当金繰入額及び特別損失を含む。

注4) 退職給与金には、特別損失を含む。

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 别 内 訳	説 明	備 考
手 当	△ 38,108 千円	1 その他の 増減分 △ 38,108 千円	△ 38,108 千円	期末勤勉手当 退職給与金 15,100 千円 △ 53,208 千円

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金 額	備 考
1 病院事業費用			千円 1,140,792	千円 △ 29,408	千円 1,111,384		千円	千円
1 医業費用			8,734,746	39,767	8,774,513			
	1 給与費	4,953,233	32,267	4,985,500	賞与引当金 繰入額	321,468	期末勤勉手当等 引 当 金	321,468 13,956 増
					退職給付費	177,790	職員退職給与金	28,711 18,311 増
	5 資産減耗費	4,949	7,500	12,449	固定資産 除却費	1,000	固定資産除却費	8,500 7,500 増
3 介護サービス 事業費用		22,356	1,144	23,500				
	1 給与費	20,970	1,144	22,114	賞与引当金 繰入額	1,144	期末勤勉手当等 引 当 金	1,144 新規計上
4 特別損失		2,178,379	△ 70,319	2,108,060				
	1 その他の 特別損失	2,178,379	△ 71,519	2,106,860	その他の 特別損失	2,106,860	退職給付費	1,812,719 71,519 減
	2 貸付金 返還免除		1,200	1,200	修学資金貸付 金返還免除	1,200	修学資金貸付 金返還免除	1,200 新規計上

第36号議案

平成26年度箕面市水道事業会計補正予算(第5号)

第1条 平成26年度箕面市水道事業会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度箕面市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-------

第1款 水道事業収益	3,044,570千円	12,248千円	3,056,818千円
第1項 営業収益	2,653,955千円	5,023千円	2,658,978千円
第2項 営業外収益	390,615千円	7,225千円	397,840千円

支

第1款 水道事業費用	3,023,887千円	△20,194千円	3,003,693千円
第1項 営業費用	2,730,194千円	△25,419千円	2,704,775千円
第2項 営業外費用	141,582千円	5,225千円	146,807千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額664,254千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額666,665千円」に、「当年度分損益勘定留保資金424,019千円」を「当年度分損益勘定留保資金401,133千円」に、「建設改良積立金112,429千円」を「建設改良積立金137,726千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-------

支

第1款 資本的支出	1,298,003千円	2,411千円	1,300,414千円
第7項 国庫補助金返還金		2,411千円	2,411千円

平成27年2月27日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成26年度糸面市水道事業会計補正予算(第5号)実施計画

収益的収入及び支出

(単位 千円)

收 入	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業 収益			3,044,570	12,248	3,056,818	
1 営業収益			2,653,955	5,023	2,658,978	
3 その他の営業収 益			103,049	5,023	108,072	手数料及び一般会計からの 負担金
2 営業外収益			390,615	7,225	397,840	
1 納付金			95,580	7,225	102,805	給水装置及び給水設備設置 に係る口座別納付金

支
出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業 費用			3,023,887	△ 20,194	3,003,693	
1 営業費用			2,730,194	△ 25,419	2,704,775	
1 原水及び浄水費			1,422,382	△ 2,533	1,419,849	原水・浄水設備の維持及び 作業に要する費用
6 減価償却費			646,616	△ 22,886	623,730	有形固定資産及び無形固定 資産の減価償却費
2 営業外費用			141,582	5,225	146,807	
1 支払利息及び 企業債取扱諸費			87,314	△ 496	86,818	企業債利息
3 消費税及び 地方消費税			54,267	5,721	59,988	消費税及び地方消費税

資本的収入及び支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
I 資本的 支出			1,298,003	2,411	1,300,414	
7 国庫補助金 返還金			0	2,411	2,411	
1 国庫補助金返還 金			0	2,411	2,411	水道水源開発施設整備費補 助金返還金

平成26年度 篠面市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既決予算額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 9,679	32,442	22,763
減価償却費	646,616	△ 22,886	623,730
業務活動以外の流動資産の増減額	84,614	△ 496	84,118
業務活動によるキャッシュ・フロー①	696,707	9,060	705,767
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
国庫補助金の返還による支出			
△ 388,977		△ 2,411	△ 391,388
投資活動によるキャッシュ・フロー②			
△ 2,411			
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 87,314	496	△ 86,818
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 321,302	496	△ 320,806
4. 資金の増加額④=①+②+③	△ 13,572	7,145	△ 6,427
5. 資金期首残高	2,331,659		2,331,659
6. 資金期末残高	2,318,087	7,145	2,325,232

平成 26 年度(2014年度)

箕面市水道事業会計補正予算(第5号)参考資料

実施計画内訳書

収益的収入及び支出

収 入

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 水道事業収益		3,044,570	12,248	3,056,818
1 営業収益		2,653,955	5,023	2,658,978
3 その他の営業収益		103,049	5,023	108,072
2 営業外収益		390,615	7,225	397,840
1 納付金		95,580	7,225	102,805

支 出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 水道事業費用		3,023,887	△ 20,194	3,003,693
1 営業費用		2,730,194	△ 25,419	2,704,775
1 原水及び净水費		1,422,382	△ 2,533	1,419,849
6 減価償却費		646,616	△ 22,886	623,730
2 営業外費用		141,582	5,225	146,807
1 支払利息及び企業債取扱諸費		87,314	△ 496	86,818
3 消費税及び地方消費税		54,267	5,721	59,988

資本的収入及び支出

支 出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 資本的支出		1,298,003	2,411	1,300,414
7 国庫補助金返還金		0	2,411	2,411
1 国庫補助金返還金		0	2,411	2,411

節	金額 (千円)	明細備考	
			(千円)
手数料	12,145	設計審査及びしゅん工検査手数料	11,893 4,882 増
他会計負担金	95,927	一般会計負担金(児童手当分)	2,423 141 増
納付金	102,805	口座別納付金	102,805 7,225 増

節	金額 (千円)	明細備考	
			(千円)
委託料	112,745	浄水施設等保守点検点検業務委託	15,287 1,783 減
薬品費	6,839	次亜塩素酸ナトリウム	4,081 750 減
有形固定資産減価償却費	618,919	建物減価償却費 機械及び装置減価償却費 リース資産減価償却費	27,985 396,169 4,678 減 192,727 7,911 減 0 10,069 減
企業債利息	86,326	企業債利息(地方公共団体金融機関)	31,456 496 減
消費税及び地方消費税	59,988	消費税及び地方消費税	59,988 5,721 増

節	金額 (千円)	明細備考	
			(千円)
国庫補助金返還金	2,411	水道水源開発施設整備費補助金 返還金	2,411 2,411 増

第37号議案

平成26年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第3号)

第1条 平成26年度箕面市公共下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めると
ころによる。

第2条 平成26年度箕面市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に
定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分) (既決予定量) (補正予定量) (計)

(4) 主要な建設改良事業

ウ 流域下水道建設負担事業 95,389千円 △24,545千円 70,844千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

收

第1款 下水道事業収益 2,603,414千円 19,297千円 2,622,711千円

第1項 営業収益 1,840,236千円 △4,303千円 1,835,933千円

第2項 営業外収益 763,178千円 23,600千円 786,778千円

支

第1款 下水道事業費用 △12,551千円 2,425,726千円

第1項 営業費用 2,212,707千円 △13,000千円 2,199,707千円

第2項 営業外費用 207,779千円 449千円 208,228千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧
書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額405,143千円」を「資本的
収入額が資本的支出額に対し不足する額420,667千円」に、「当年度分損益勘定
留保資金47,000千円」を「当年度分損益勘定留保資金63,189千円」に、
「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,143千円」を「当年度分消費
税及び地方消費税資本的収支調整額7,478千円」に改める。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

收

第1款 資本的収入 268,705千円 △40,069千円 228,636千円

第1項 企 業 債 142,200千円 △24,500千円 117,700千円

第2項 国 庫 補 助 金 54,915千円 △13,915千円 41,000千円

第3項 負 担 金 71,590千円 △1,654千円 69,936千円

支

第1款 資本的支出 673,848千円 △24,545千円 649,303千円

第1項 建設改良費 270,759千円 △24,545千円 246,214千円

第5条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
					資金区分	償還期限	据置期間	償還の方法
流域下水道事業	補正前	94,000 千円	普通貸借 (証券購入) 又は 証券発行	年4%以内	地方公共團体 金融機関 その他	30年以内	5年以内	半年又は 年元利均等 元金均等 償還
	補正	△24,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	69,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上

平成27年2月27日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成26年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第3号)実施計画

収益的収入及び支出

(単位 千円)

取 入	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業収益			2,603,414	19,297	2,622,711	
	1 営業収益		1,840,236	△ 4,303	1,835,933	
2 営業外収益	2 他会計負担金		188,161	△ 4,303	183,858	一般会計からの負担金
	1 他会計負担金		763,178	23,600	786,778	
	9 雑収益		30	25,026	25,056	流域下水道事業費負担金 算金

支
出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			2,438,277	△ 12,551	2,425,726	
	1 営業費用		2,212,707	△ 13,000	2,199,707	
2 営業外費用	3 流域下水道維持管理負担金		550,565	△ 13,000	537,565	流域下水道終末処理場の維持管理に要する費用
	1 支払利息及び企業債取扱諸費用		207,779	449	208,228	
	2 消費税及び地方消費税		145,905	△ 3,600	142,305	企業債利息
			61,874	4,049	65,923	消費税及び地方消費税

資本的収入及び支出

(単位 千円)

收
入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			268,705	△ 40,069	228,636	
	1 企業債		142,200	△ 24,500	117,700	
2 国庫補助金	2 流域下水道事業債		94,000	△ 24,500	69,500	流域下水道事業に充てる企 業債
	1 国庫補助金		54,915	△ 13,915	41,000	
3 負担金	1 他会計負担金		54,915	△ 13,915	41,000	公共下水道事業費補助金
	1 他会計負担金		71,590	△ 1,654	69,936	
	1 他会計負担金		71,508	△ 1,654	69,854	一般会計からの負担金

支
出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			673,848	△ 24,545	649,303	
	1 建設改良費		270,759	△ 24,545	246,214	
	3 流域下水道建設負担金		95,389	△ 24,545	70,844	流域下水道建設事業に対す る大阪府への負担金

平成26年度 箕面市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既決予定期額	補正予定期額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	156,993	31,848	188,841
業務活動以外の流動資産の増減額	90,948	3,600	94,548
業務活動によるキャッシュ・フロー①	875,709	35,448	911,157
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 249,828	24,545	△ 225,283
国庫補助金等による収入	76,639	△ 15,569	61,070
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 181,706	8,976	△ 172,730
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行による収入	142,200	△ 24,500	117,700
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 145,905	△ 3,600	△ 149,505
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 308,839	△ 28,100	△ 336,939
4. 資金の増加額④=①+②+③	385,164	16,324	401,488
5. 資金期首残高	2,593,917	2,593,917	
6. 資金期末残高	2,979,081	16,324	2,995,405

平成 26 年度(2014年度)

箕面市公共下水道事業会計補正予算(第3号)参考資料

実施計画内訳書

収益的収入及び支出

収 入

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 下水道事業収益		2,603,414	19,297	2,622,711
1 営業収益		1,840,236	△ 4,303	1,835,933
2 営業外収益		188,161	△ 4,303	183,858
	1 他会計負担金	763,178	23,600	786,778
	1 他会計負担金	77,538	△ 1,426	76,112
9 雑収益		30	25,026	25,056

支 出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 下水道事業費用		2,438,277	△ 12,551	2,425,726
1 営業費用		2,212,707	△ 13,000	2,199,707
	3 流域下水道維持管理 負担金	550,565	△ 13,000	537,565
2 営業外費用		207,779	449	208,228
	1 支払利息及び企業債 取扱諸費	145,905	△ 3,600	142,305
	2 消費税及び地方消費 税	61,874	4,049	65,923

明細			
節	金額	備考	
	(千円)		(千円)
雨水処理負担金	183,858	雨水処理負担金	183,858 4,303 減
水洗便所普及費負担金	3,036	水洗便所普及費負担金	3,036 増
高度処理維持管理負担金	20,810	高度処理維持管理負担金	20,810 1,017 減
その他一般会計負担金	24,873	流域企業債利息(臨時措置分) その他一般会計負担金	7,554 283 減 876 204 減
その他雑収益	25,029	流域下水道事業費負担金精算金	25,026 25,026 増

明細			
節	金額	備考	
	(千円)		(千円)
猪名川流域下水道維持管理負担金	356,738	猪名川流域下水道維持管理負担金	356,738 8,000 減
安威川流域下水道維持管理負担金	180,827	安威川流域下水道維持管理負担金	180,827 5,000 減
污水企業債利息	102,668	地方公共団体金融機構企業債利息	37,100 2,300 減
雨水企業債利息	39,327	地方公共団体金融機構企業債利息	14,062 1,300 減
消費税及び地方消費税	65,923	消費税及び地方消費税	65,923 4,049 増

資本的收入及支出

收入

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 資本的收入		268,705	△ 40,069	228,636
1 企業債		142,200	△ 24,500	117,700
2 國庫補助金		94,000	△ 24,500	69,500
3 負担金		54,915	△ 13,915	41,000
	1 他会計負担金	54,915	△ 13,915	41,000
	1 他会計負担金	71,590	△ 1,654	69,936
		71,508	△ 1,654	69,854

支出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 資本的支出		673,848	△ 24,545	649,303
1 建設改良費		270,759	△ 24,545	246,214
3 流域下水道建設負担金		95,389	△ 24,545	70,844

明細			
節	金額	備考	
	(千円)		(千円)
流域下水道事業債	69,500	地方公共団体金融機関企業債	69,500 24,500 減
汚水国庫補助金	38,500	汚水国庫補助金	38,500 13,110 減
雨水国庫補助金	2,500	雨水国庫補助金	2,500 805 減
雨水企業債償還金負担金	44,909	雨水企業債償還金 雨水企業債償還金(特例措置分)	43,349 1,133 増 1,560 41 増
建設改良負担金	24,945	雨水建設改良負担金 流域下水道建設負担金	23,601 2,783 減 1,344 45 減

明細			
節	金額	備考	
	(千円)		(千円)
猪名川流域下水道建設負担金	45,880	猪名川流域下水道建設負担金	45,880 18,705 減
安威川流域下水道建設負担金	24,964	安威川流域下水道建設負担金	24,964 5,840 減

第38号議案

平成26年度箕面市競艇事業会計補正予算(第3号)

第一条 平成26年度箕面市競艇事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第二条 平成26年度箕面市競艇事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	收	入	
第1款 競艇事業収益	35,796,043千円	173,286千円	35,969,329千円
第1項 営業収益	35,794,901千円	173,603千円	35,968,504千円
第2項 営業外収益	1,142千円	△317千円	825千円
	支	出	
第1款 競艇事業費用	35,728,818千円	137,486千円	35,866,304千円
第1項 営業費用	35,089,897千円	137,486千円	35,227,383千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額144,472千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額103,787千円」に、「引継現金133,770千円」を「引継現金96,099千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,702千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,688千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	收	入	
第1款 資本的収入	0千円	1,173千円	1,173千円
第1項 基金運用収入	支	出	
第1款 資本的支出	144,472千円	△39,512千円	104,960千円
第1項 建設改良費	144,472千円	△40,685千円	103,787千円
第2項 基金繰入支出	1,173千円	1,173千円	
平成27年2月27日提出			

箕面市長 倉田哲郎

平成26年度箕面市競艇事業会計補正予算(第3号)実施計画

収益の収入及び支出

(単位 千円)

取 入	項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
競艇事業 収益		35,796,043	173,286	35,969,329	
1 営業収益		35,794,901	173,603	35,968,504	
1 開催収益		29,127,000		29,127,000	舟券売上金、返還金
2 専用場外受託		5,116,186	151,892	5,268,078	専用場外場間場外委託金
3 場間場外受託		1,173,056	16,700	1,189,756	場間場外委託金
4 その他営業収益		378,659	5,011	383,670	寄附金
2 営業外 収益		1,142	△ 317	825	
1 受取利息		342	△ 317	25	預金等利息

(単位 千円)

支 出	項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
競艇事業 費用		35,728,818	137,486	35,866,304	
1 営業費用		35,089,897	137,486	35,227,383	
1 開催費		23,417,640	3,664	23,421,304	舟券の発売・払戻業務及びその他開催業務に要する費用
4 施設費		885,363	9,720	895,083	施設(借上等)に要する費用
6 委託費		2,401,871	△ 24,774	2,377,097	場間場外発売等の委託に要する費用
8 専用場外受託		4,785,929	144,016	4,929,945	専用場外場の発売・払戻業務に要する費用
9 場間場外受託 事業費		747,564	4,860	752,424	場間場外場の発売・払戻業務に要する費用

資本的収入及び支出

(単位 千円)

收 入	項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
資本的 収入		0	1,173	1,173	
1 基金運用 収入		1,173	1,173		
	1 基金運用収入		1,173	1,173	基金利息収入
支 出	項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
資本的 支出		144,472	△ 39,512	104,960	
1 建設改良 費		144,472	△ 40,685	103,787	
1 施設改良費		144,472	△ 40,685	103,787	住之江競艇施行者協議会負担金
2 基金繰入 支出		1,173	1,173		
1 基金繰入支出		1,173	1,173	1,173	基金繰入支出

平成26年度 篠面市競艇事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区	分	既決予定期額	補正予定期額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー				
当年度純利益		55,099	47,926	103,025
業務活動に伴う流動資産の増減額		6,499	18,024	24,523
業務活動に伴う流動負債の増減額		△ 9,666	459,855	450,189
業務活動以外の流動資産の増減額		△ 148	6,072	5,924
業務活動によるキャッシュ・フロー①		171,043	531,877	702,920
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー				
固定資産取得による支出		△ 144,472	40,685	△ 103,787
受取利息及び配当金		342	1,422	1,764
投資活動によるキャッシュ・フロー②		△ 144,130	42,107	△ 102,023
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー				
財務活動によるキャッシュ・フロー③				
4. 資金の増加額④=①+②+③		26,913	573,984	600,897
5. 資金期首残高		2,706,440		2,706,440
6. 資金期末残高		2,733,353	573,984	3,307,337

平成 26 年度(2014年度)

箕面市競艇事業会計補正予算(第3号)参考資料

実施計画内訳書
収益的収入及び支出
収 入

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 競艇事業収益		35,796,043	173,286	35,969,329
1 営業収益		35,794,901	173,603	35,968,504
	1 開催収益	29,127,000	0	29,127,000
2 専用場外受託事業収益	5,116,186	151,892	5,268,078	
3 場間場外受託事業収益	1,173,056	16,700	1,189,756	
4 その他営業収益	378,659	5,011	383,670	
2 営業外収益	1,142	△ 317	825	
	1 受取利息	342	△ 317	25

支 出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 競艇事業費用		35,728,818	137,486	35,866,304
1 営業費用		35,089,897	137,486	35,227,383
	1 開催費	23,417,640	3,664	23,421,304
4 施設費	885,363	9,720	895,083	
6 委託費	2,401,871	△ 24,774	2,377,097	
8 専用場外受託事業費	4,785,929	144,016	4,929,945	
9 場間場外受託事業費	747,564	4,860	752,424	

節	金額 (千円)	明細 備考	金額 (千円)
電話投票舟券発売金	10,015,600	電話投票舟券売上金 電話投票舟券返還金	9,800,000 200,000 増 215,600 4,400 増
専用場外舟券発売金	3,372,600	専用場外舟券売上金(B P梅田) 専用場外舟券返還金(B P梅田)	1,800,000 200,000 減 39,600 4,400 減
専用場外場間場外委託金	5,242,246	B P梅田場間場外委託金 MBP大和ごせ場間場外委託金	4,597,801 109,520 増 644,445 42,372 増
場間場外委託金	1,189,756	場間場外委託金	1,189,756 16,700 増
寄附金	245,548	電話投票運営協力金	245,548 5,011 増
基金利息	0	基金利息	0 317 減

節	金額 (千円)	明細 備考	金額 (千円)
委託料	209,947	清掃業務委託	89,412 8,000 減
使用料	275,184	中央情報処理装置使用料	275,184 5,616 増
負租金	818,257	全国モーターボート競走施行者協議会	296,352 6,048 増
賃借料	895,083	住之江競艇場借上料	704,700 9,720 増
委託料	2,377,097	B P梅田専用場外発売委託	251,043 24,774 減
委託料	4,139,469	B P梅田運営委託	3,671,554 111,528 増
負担金	327,606	MBP大和ごせ運営委託 大阪市環境整備協力費 御所市環境整備協力費	467,915 25,555 増 280,800 4,000 増 39,600 2,340 増
交付金	441,553	大阪府都市競艇組合交付金(B P梅田) 大阪府都市競艇組合交付金(MBP大和ごせ)	360,236 7,160 減 81,317 7,753 増
賃借料	335,340	住之江競艇場賃借料	335,340 4,860 増

資本的収入及び支出

収入

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 資本的収入		0	1,173	1,173
1 基金運用収入			1,173	1,173
1 基金運用収入			1,173	1,173

支 出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 資本的支出		144,472	△ 39,512	104,960
1 建設改良費		144,472	△ 40,685	103,787
1 施設改良費		144,472	△ 40,685	103,787
2 基金繰入支出			1,173	1,173
1 基金繰入支出			1,173	1,173

明細		備考	
節	金額 (千円)		
基金運用収入	1,173 基金利息収入	1,173	1,173 増

明細		備考	
節	金額 (千円)		
負担金	103,787 住之江競艇施行者協議会負担金	103,787	40,685 減
基金繰入支出	1,173 競艇災害等対応基金繰入支出 競艇業務設備基金繰入支出	675 498	675 増 498 増

